

権威と「理性」と法（八）

——イギリス法における——

下山瑛二

一 序論（三巻一号） 二 本論

第一章 「世俗的」権威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇の権威と世俗的権力

序—聖俗二権威とその統合とウェイトの変化—世俗権力の独立と構成

第一款 教皇の裁治権

一 教会の法的権力

二 中世後期における教会の現世の「裁治権」の確立（三巻二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四巻二号、五巻一号、二号）

四 聖俗裁判権競合の前提（六巻一号、二号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判権

第三款 教会世俗裁判権

第四款 聖俗裁判権の競合

第二節 教皇の「権威」からの解放と人間社会の自立的「権威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「権威」の問題提起の過程

権威と「理性」と法（八）

第四節 聖俗裁判権の競合と補完——イギリス法

第二章 法と「理性」論——宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

四 聖俗裁判競合の前提——元性の競合と補完性（続）

(四) 聖俗裁判競合領域（続）

(ロ) 財産の法に係わる領域——司教・修道院等の土地保有権をめぐる問題（続）

(1) 問題の所在（続）

(b) 聖職禄・ベネフィキウム *beneficium* の問題（続）

ii ベネフィキウムと聖職禄との関わり

ではどうして多義的なベネフィキウムと聖職禄概念の結び付きができたのであらうか。「尤も、先きのミラーの語義③で紹介した「聖職者の特権」という意味で使用される場合は、この主題である教会の土地保有との関係に関わりがないので省く。」（前述の(i)(1)の箇所参照）。そこでもまず両者の関わり過程の考察の大筋を示しておきたい。

ところでその考察過程の順序を示す前に、その整理方法を提示しておくことが便宜かと考える。

前述の如く、本稿の課題追及の上で、教権体制の「権威」は一二世紀に頂点に達したが、その場合にも、それ以前の一・一二世紀に、政治的にはグレゴリウス七世とイノケンティウス三世の改革、法体制としては、グラチアヌス教令集の出現により、教会体制は質的転換を遂げていた（拙稿、前掲三巻二号三〇頁以下参照）。

しかし、教権体制のインフラストラクチャを見ると、——それが、教会体制のいわゆる「世俗化」の重要な要素になるものであるが——この時期の教会財産の集積性を無視することはできない。またこれが聖俗権力の競合性を生む原因にもなってきていた。

そこで、本稿では、その観点から教会財産の集積性を生むようになつた場合の聖職禄の問題を取り上げようと考えるが、この聖職禄（ベネフィキウム）概念は多義的であるのみならず、その概念内容の把握は、一二・三世紀より以前にまで遡つて、その概略を把握しておかねば理解しがたい側面をもつものと思われる。

そこで、以上のことを前提として、まず多義的なベネフィキウム概念と教会の聖職禄の結び付きについて、その大筋を摘示すれば以下の如くなる。

① まずマルタンによれば、後の聖職禄概念に結び付く概念として、封建時代のベネフィキウム *beneficium, bénefice* 「恩給地」が取りあげられねばならないとする。⁽¹⁾ それは教会と係わりなく、王などが家士⁽²⁾等に下賜あるいは恵与するものをベネフィキウムと称していたからである。「なおわが国では、多くの研究者が、当時のベネフィキウムに「恩給地」の訳を付しているが、私もそれに従つた。」⁽³⁾ そしてこの恩給地が特殊的な意味をもつ家士制と結び付くのがカラリンガ王朝時代であり、しかもこの結合体制から封建制への道が開かれてきたものと指摘されている。⁽⁴⁾ したがつて、これから、ベネフィキウムという概念と封建制という概念の結合関係をまず認識しておくこととの意義を汲みとることができる。尤も私は、その前にこのベネフィキウム概念そのものがカラリンガ王朝時代に変化していく点を、本稿の課題との関係では重視しておきたいと考えているので、その点の考察も簡便にしておきたいと思っている。

② そこで次に、先にも問題提起したように、このような恩給地制度から発したベネフィキウムが、どうして「聖職禄＝ベネフィキウム」概念と結合するのかという問題を考えねばならないし、それが本項の課題にもなつてくる。しか

し、前述のところからも理解されうるよう、恩給地＝ベネフィキウム概念と聖職禄＝ベネフィキウムと教会の土地保有の係わりが、いかに世俗裁判権との競合を招くかという点は、世俗の土地領有の態様が地域によって異なり、それに糾余曲折したベネフィキウム概念の歴史的変遷の説明が必要な上、私の能力を超える点が多いので、⁽⁵⁾フランスを中心としたマルタンの記述に主に依拠しながら、本稿の目的に關わると思料する限りで、簡単に考察することを断つておきたい。なるほど本稿は、イギリス法を中心とするが、先に触れた如く、イギリスの封建制は大陸から持ち込まれた封建制であり、自生的な封建制は、後述のように、大陸ことにフランク時代に北西フランスで発生したものであり、その意味では、フランク王国を中心にせざるをえない。

尤も、他方シュトゥッツ等のドイツ法学者の主唱する「私有教会 Eigenkirche, proprietary church, appropriation des églises」制との絡みで聖職禄は考えねばならぬのではないかという問題があり、それが、ヨーロッパ諸地域で、本稿の課題にどのような地域的変容を与えているのかという問題も重要ではあるが、これらの点は、問題意識として念頭に置くに止め、地域的な実証的研究は、法制史家、歴史家の検証に待たねばならぬものと考えている。ただ一言付言しておけば、ショトウッツの私有教会起源説は、ベネフィキウムが古代ローマ的プレカリア（Prekarien）に発しているといふトマッサン（Louis Thomassin, 1619-1691）等以来の古典学説に対する批判としては一理あるようと思われるが、しかし、中世の土地保有の形態・内容の多様性と、それに關する証拠書類の稀少性を考えると、果してシュトゥッツ等の指摘が、教会の聖職禄＝ベネフィキウムに関し、ヨーロッパ社会全体において、どれだけ普遍的指摘として援用されるのが不明な点もあるようと思われる。⁽⁶⁾こでは、聖俗裁判権の競合關係を問題とする上で必要な教会の土地所有を警見しているので、土地所有形態の自己発展史的見地からアプローチする方法は取らず、多義的なベネフィキウム・聖職禄概念の中から、当面の課題に関連のある概念内容を摘出するという消極的作業として、必要な限りで、この問題を

取り上げるに止めた。ただマルタンは、シュトゥッツの古典学説批判は受け入れながらも、かひに普遍的論拠を探索しようとしていることをいいで仕組しておいた。かかる意味では最小限度において、シュトゥッツの指摘にも触れれると言えな」ことになる。

(1) マルタン、前掲「五九項 カロリンガ期の恩給地の起源とその構造」一一九頁以下。
(2) ここで家士概念に触れておきたい。この概念は、古代ゲルマンの従士概念とも接点を持つのみならず、のむに家士の衰微が騎士層の抬頭と密着するので、従士、家士、騎士概念の区別をこいで取り上げておあたい。

(1) まず「家士」概念から取り上げることにする。家士概念は、本稿との係り合いからすれば、封建制の人的要素として浮び上ってくるが、封建制自体については後述せねばならない。こりやは家士概念の概略に触れるに止めた。

① 家士の原語としては、普通 vassal (仏)、vassal (英)、Vasall (独)、vasallus (羅) の語が用いられる。なおヴァサールの語源は、ケルトの隸属を生み出た紐帯に由来したといわれている。Hans-Werner Goetz, Social and military institutions, in

The New Cambridge Medieval History II, ed by Rosamond McKitterick, p. 472.

だが、William W. Kibler & Grover A. Zinn, Medieval France—An Encyclopedia, 1995. p. 946 [Theodore Evergate 著筆] では、この語義に触れ、以下の如きを挙げている。わなわぬ、この語は、「現代の用語では、ホーリジン、輪約やねた忠誠を遂行し、封を受け取る者」をいう。「しかしながら、『ヴァサール』の語源は、中世フランスでは知られておらなかつた」という。「ゆゑども、この語のシステムティックな歴史の欠如は、その進化の画定的概要を締め出してゐるけれども」と、この、この概念史が必要にも明確化されないなどとお断わつてゐる。しかし、なお若干の補完的説明をしてゐるので、それを紹介すれば以下の如くである。すなわち、「Vassus と vasslus は、ケルト語の『使用人』という語のラテン化された様式である」「カリカ法では、vassall は奴隸であった。しかし、八世紀までに、彼らは、法的に自身を主君に托身した自由人になりえた」「カロリンガ王達は、行政的奉仕を反対に提供する国王のベネフィキウムを受領する中級の領主にまで語義を拡げた。これらの国王のヴァサール (vass [all] i dominici) は、国王の missi [総理]、国王の巡察使 missi dominici] の手中で国王に忠誠を誓つた」「かくして、一一〇の異なつた水準のヴァサールが、階層的に、国王、そして、その後、国王の権威の無くなつた後は、伯に結びつけられた」「一〇世紀には、『ヴァサール』は、伯ならびにバロンの家臣にも適用された。そして、『騎士』と同義語になつた。しかし、ラテン語の文脈では滅多に現われなかつた」と。

またフレデリック・ドルーシュ編『ヨーロッパの歴史』、花上克己訳、東京書籍、一九九四年、「封建的主従制」一三二頁では、「*この他人に属する人間*」を『封臣（家士）』(vassal)、もしくは「従士」(antruition)と呼ぶが、この二つの言葉は、同じ意味をもつゲルマン語である」とし、封臣、家士、従士概念を同一視している。

わが国での訳語としては、家士、家臣、封臣等の訳語が当てられているし、場合によつては、従士の訳を用いる場合も見出される。但し、わが国の場合、歴史学者、法制史学者、あるいは、経済史学者の間で、必ずしも、訳語が統一されていないのみならず、その内容の把握についても若干のズレを見い出しうる。尤もその場合にも、私自身この分野の問題については、極めて少数の文献しか瞥見していないため、既往の研究に依拠しながら考察していることを断つておきたい。

ところで、いま訳語の多様性について若干の事例を紹介しておきたい。マルタン、前掲「五七—六二項」では「家士」、マルク・ブロック、前掲「封建社会1」一三二頁以下でも同様。わが国の論説では「家士」の訳語を用いているものが多いようである。ただ、何故「家士」概念が使用されるようになったかは詳らかではない。さらに、わが国の論説の例として、森義信、「西欧中世軍制史論——封建制成立期の軍制と国制」、原書房、一九八八年参照。

しかし、ジエラール、前掲四八頁以下では、Vassalité の訳語として「家臣制」の訳が付されている。さらに、村上淳一、『ゲルマン法史における自由と誠実』、一九八〇年、東大出版会では、「家臣」の訳が使用されている（一五四頁他）と共に、「従臣」の訳語も使用されている（五五頁他）。

なおまた、ヴァサツリテートを「従士制」と表記する者に、経済史学者増田四郎等がいる。ほかに「西欧市民意識の形成」、講談社学術文庫、一九九五年、三七頁。同じく経済史学者中村勝巳、「世界経済史」、講談社学術文庫、一九九四年、一三二頁では「封臣」の語を当てている。また歴史学者堀米庸二編、「中世の森の中で」、河出書房新社、（渡辺昌美執筆分）、一五〇頁以下では「家臣」の訳が当てられている。

訳語は約束事があるのでこだわる必要はないが、往々にして、訳語が内容に係わる場合もあり、その内容を誤解せしめる傾向をもつこともある。ことに、当面の課題であるイギリス法制度の特殊性の考察を大陸法制度との比較において見直そうとするとき、さらにはわが国との比較を念頭におくときには、かかる誤解を避けておくことが必要といえよう。

わが国との比較について若干瞥見してみると、まずマルク・ブロック、『封建社会』2、前掲一五九頁以下で、わが国の封建制に触れているが、その中で家士に触れている箇所を摘出すると、次の如くである。すなわち「一一世紀あるいはその前後」に「普通封建制と呼ぶのを慣わしとする時期が始まる。この時期の到来は、われわれがすでに知つてゐる國式に則していえば、經濟的交換のある種の弛緩と時期を同じくしたように見える。」しかし、それは「ヨーロッパの場合よりは、本来の意味での封建的構築物とは無関係であつた——なぜならば家士制の系は天皇にまで達するまえに終わっていたのであるから——君主制は、法的には依然として全ての権

力の理論的源泉であった。」（傍点筆者）。さらに、「農民階級の上に、職業戦士の階級が興隆した。」「この環境において武装した扈從と彼らの主人との関係を模範として、個人的従属関係が発展していったのであったが、これらの個人的従属関係は、従つて初めからヨーロッパの《託身》よりもはるかに顕著な階級的性格を帶びていたように見える。」「これらの個人的従属関係は、ヨーロッパの場合と同様に階層化されていた。しかし、日本の家土制は、ヨーロッパの家土制に較べてはるかに服従の行為であつて、契約としての性格に乏しかつた。」「さらに日本の家土制は複数の領主を認めなかつたから、[ヨーロッパの家土制よりも]はるにか厳格であった」（傍点筆者）。また、「家士たちは、とりわけ彼ら自身の保有農の地代によつて生活した。」「しかし彼ら家士たちの数があまりにも多かつたので一一見したところヨーロッパよりはるかに多かつた、従属民に対する強大な諸権力を發揮しうる眞の領主地を彼ら〔拙注、従属民〕の利益になるよう構成するまでに至らなかつた」という。

ところで、かかる記事から日本の家臣概念についてといふよりも、ブロックのヨーロッパにおける家土概念の輪郭の一端を伺い知りうるかも知れない。だが、かかる記事を見ても、わが国と西欧の体制を比較するには、なお判断基準が未だ確立していないのではないかと推測されうるし、この課題遂行こそ、歴史学の背負つた課題の一つであるよう気がする。そして、そのことは、同じ西欧社会の中にある大陸とイギリスの比較についても、案外比較基準が確立していないのではないかと懸念される点に通じるものがあるようと思われる。たとえば、イギリスにおけるセイン thegns 「アングロ・サクソン期の」と家士との比較などがその典型ではないかと思われる「後述の「従士」の箇所参照」。

なおまた、わが国にも馴染み深いウェバーが、その著書『支配の社会学』II 「経済と社会」第二部第九章五節一七節、世良晃志郎訳、創文社、二九二一三頁で展開している封建制の類型化との関連において、この家士（世良訳では「封臣 Vasall, Lehensmann」と訳している）概念に触れているところは興味深いものがあるので紹介しておきたい。

「われわれは、広義における『封建』関係を、次のように分類することができる」とし、(1)「ライトウルギー的」封建制、(2)「家産制的」封建制、(3)「自由な」封建制にまず分類する。その上で、当面のわれわれの課題は(3)に關係するので、その再分類を見てみると、「(a)『従士制的』封建制。これはもっぱら人的な誠実関係にもとづくものであり、莊園領主権の授与を伴わない（大部分の日本の侍、メーロヴァインガ朝時代のトゥルスティス Trustis）」。「(b)『アレベンデ的』封建制。これは人的な誠実関係を伴わず、もっぱら莊園や租税徵收権やの授与にもとづく（トルコのレーベン）を含めて、近東オリエント諸国）」。「(c)『レーエン的』封建制。ここでは人的誠実関係とレーエンとが結合している（西欧）」。「(d)『都市支配的』封建制。戦士の仲間団体——これは個々の戦士に与えられた戦士割当地にもとづいて——による封建制（スペルタ型の典型的なギリシャのボリス）。」ところで、この分類のうち本稿に係わつくるのが(a)と(c)であることはいうまでもない。すなわち、(a)は、本項で家士と區別されるべき従士に相当するものであり、後に言及するものに等しい。したがつて、(c)がここで取り扱う家土概念に相当してくるものといえよう。（なお、レーエン制とベネフ

イキウム概念の対応については後述する。ただ世良は、1101頁の訳注⁽³⁹⁾で、「beneficium」とは、勤務を代償とする土地貸与（レーハン）であり、この勤務はもともとはその性質のいかんを問わなかつた。事情によつては貢租（アプガーベ）「納入」を代償とする場合もあつたのである。のちには、レーハン制的勤務義務を引き受けた自由な封臣のbeneficiumも、領主農物（グーラホーフ）における勤務を引き受けた自由人のbeneficiumとの分化が生じた」というウェーバーの指摘⁽⁴⁰⁾がある。その上で、「封建制の物的側面たるレーハンの授受関係を一その人的側面たる主従関係（Vasalität）と区別し、『恩給權』（Benefizialwesen）と呼ぶ」と想起せねば、(1111頁訳一五)と記してある。

したがつて、ここでは從士概念と家士概念「ウェーバーのいう封臣」をかく解するならば、理解しやすいのや、かかる趣旨でのみのウェーバーの分類を本稿でも参照することにする。

だがなおウェーバーが日本の封建制に言及したところは、蛇足ではあるが、先のプロックの記述と対比して興味深いものがあるので紹介しておきたい。前掲三〇五一七頁。

「日本の封建制も完全なレーハン制をなしてはいない。日本の大名はレーハン制的封臣Lehensvasallではないのである。彼らは、確定数の兵員提供義務と警護勤務（ヴァックディーンスト）と定額の貢納義務を負担せられた封臣（ヴァーザル）であり、またその領国（藩）の内部においては、「ドイツの」ランデスベルと同様に、事実上自己の名において行政・裁判・軍事の高権（ホーハイト）を行使していたが、しかも義務違反の場合には、制裁として転免される」ともあつたのである。大名がそれ自体として封臣（ヴァーザル）であつたのではないといふことは、とりわけ次の点に示されている。すなわち、將軍の真の封臣（ヴァーザル）（『譜代』）は、彼らが大名領主権（ヘルシャーフテン）を授封されている場合、その人的従属制の故に、全く何らの『科』なしにも、単なる政治的合意的性の理由だけからして、転封（国替）を甘受せざるをえなかつた、という点である。ところで、れども、正にこの点に、彼らに授封された支配権が官職であつてレーハンではなかつたところが示されている（傍点筆者）。「彼らに対しても、相互間の同盟や封臣関係を締結する」と、外國との条約締結、フェーデや築城が、大名たちによって禁止されており【拙注、】の点につき、注（13）において原文に対する訳者の疑惑が述べられていることに留意]、また彼らの誠実は、参勤交代の制度によつて保障せられてゐた」と指摘し、れども、「他方、侍は個々の大名（または將軍自身）の人格的には自由な私兵であり、禄米パッリュンデReisrenten-pfründeを与えられた（土地を与えられたことは稀である）」「侍は、自由な家人（ディーンストマン）の階級をなし得ぬが、ノーハン制的封臣Lehensleuteではなく、パッリュンデ受給者であつた」「彼らの地位は、[西洋]中世の封建的な受取者Bene-fizierの地位により、むしろフランク王国のアントゥルステイオーネークAntrustionesの地位に似ていたのである。【拙注、】の点については訳注（16）が付されているが、それはメロヴィング朝時代の從士に関するものなので、從士の項に譲る。」そして、「主君と〔侍〕の関係には、西洋のレーハン制的誠実要件Lehenstreuequalifikationよりもそれよりも強度の、騎士的なビヒ

テート感情を伴っていたが、これは、自由な封臣関係が従士的誠実の観念からする純化を受けたことと、武人的・身分的名誉概念とに由来したものである。」

「これはウェーバーの所説そのものを分析するところではなく、この時期の家士概念の輪郭をより確実にしようとする箇所である。そこで、ウェーバーの指摘から何を学びたるかを、私見ではあるが摘要してみるならば、以下の如くではないかと思われる。すなわち、ウェーバーは、西欧の家士概念の不可欠な要素として、「自由」という要素を強調し、かかる要素をもつことによって、その他の封建制と区別されるものとしているように思われる。この発想方法は、西欧の主従関係を一種の「契約」関係で捉えようとする歴史観と連結しているといえよう。ただ、この「自由」概念が果たして近代の特徴とされる「自由」概念とどう連動するのかという点の叙述は、いま一つ不明のような気がする。しかし、それにも拘わらず、かかる発想方法は割合と普及化しているように思われる。さらに付言しておくと、先にゴフの指摘を紹介した如く、身分観念の固定化が図られるのは一二世紀以降といふことであるで想起されねばならない。したがって、近代社会の担い手となる「自由人」概念の「自由」が、どのような形で身分概念の発生以前に存在していたか否かについては、それ自体検討を要する課題であると思う。「拙稿、前掲第三卷第一号二五頁参考照。」

なお家士概念に伴う「オマージュ Homage」(=homage ホーミッジ [英]、homagium ホーマギウム [羅]、Mannschaft マンシャフト [独]) そのものについては、ショーハル、前掲「[家臣制」の項】四八一九頁、および、それに関連した「オマージュ」の項、前掲三六一七頁参照。また、ドルーシュ、前掲一三二一三頁では、托身「ロマンダティオ」と臣従礼「ホミニウム=オマージュ」の具体例が示されている。

② そこで今度は家士の概念内容について触れて見たい。

まず家士概念の内容については、「封建的な語義で、封建的な土地保有条件により、土地を保有し、かつ、軍役あるいはその他の奉仕をその反対に与える」ことを余儀なくせられる人を意味する」という規定が一般的な規定であるように思われる。Matthew Bunson, Encyclopedia of the Middle Ages, [Glossary], 1995, p. 481. もともと、主君との人的紐帶の存在に重点をおいて捉えるならば、前述の William W. Kibler & Grover A. Zinn 編、[Theodore Evergate 執筆] のように、「ホーミッジ、誓約された忠誠を遂行し、封を受け取る者」を「ら」となる。

なおフレデリック・ドルーシュ編、『ヨーロッパの歴史』、前掲一三二一頁では次のように指摘されている。すなわち、

「中世初期（八・九世紀）、封建的主従関係はいくつの人と人との結びつきの形態のうちの一つにすぎなかつた。」「ヨーロッパの国家体制が崩壊して久しく、私的か公的かを問わず、個人と個人のつながりが社会組織の接合剤の役割を果していたのである。」「ほんした人間関係は、階層秩序と社会の不均衡をそのまま背負つたものであり、自由民（いまだに多くを数える奴隸は、

この関係からは排除されていた)が有力者に献身と忠誠を誓う代わりに、有力者から庇護を受けるという形が一般的な特徴である。しかし、「国家の非人格的な権力がなくなつた代わりに生まれてきた、この複雑な主従関係の中で、兵士たちが担つていた軍役奉仕が、急速に特別な重要性を帯びるに至つた。昔からゲルマン諸部族の好戦的民主主義の特徴として、軍事遠征に参加することは自由民として、また武装集団の一員としての権利であり義務でもあつた。」

そこで、「七世紀になると、このゲルマン的特徴は、二つの事態の変化に直面して薄れていつた。」「すなわちその一つは、戦闘行為の専門化(特に戦士と騎士のイメージが重ね合わされるにつれ)であり、もう一つは、戦争に必要な武具や軍事訓練の金銭負担が増大し続けたことである。」

「この変化のプロセスが頂点に達するには、その社会的、技術的、経済的なあらゆる結果とともに、一〇・一一世紀を待たねばならない。」「しかしその先駆的現象は、早くもカロリング朝の時代からみられた。」「軍役を担う家臣になるには、家臣は主君(封主)から『知行地』(benefice, このラテン語起源の言葉は、のちにゲルマン語の『封土』(fief)に取つて代わる)を授与してもらわねばならない。」「知行地とは土地と農奴を合わせた総体のことである。」「程度の差こそあれかなりの収入を及ぼすので、そのおかげで『臣従を誓つた者』は軍務に専念することができた。」

「」のような封建的主従関係締結の儀式(八世紀末にはすでに法典化されていた)において、封臣が行う義務である『臣従礼』(ボミニウム)と『誠実宣誓』(フィデリタス)は知行地の授与に先行し、それとは独立するものだった。それが後年になって、封土の授封を目的として託身儀礼が行われるようになつていつたという。

しかし、ジェラールはこの家土制について次の如く述べている点も考慮すべきであるかも知れない。ジェラール、前掲四八頁「家臣制Vassalité」。すなわち、「家臣関係は、長いあいだ、中世の社会生活を構成する根本要素であると考えられていた。けれども、この関係は、その社会のほんのうわべの部分を覆つっていたにすぎない。たとえそれが、一種のピラミッドを作つていたとしてもである。」

この指摘には、いろいろの解釈が加えられるであろう。ただ、この指摘から私の念頭に浮かぶことは、「封建制」といつても、何時の時期のいかなる場所のそれを指すかによつて異なるということである。家土制における人的紐帯がその社会において重要な要素となっていた時代から封の物的価値が重要な要素をなすように変わつていつたことを考えれば、その時期・場所を超えてその指摘が妥当するわけではないかとを考えている。ジェラールの指摘の意図と異なるかも知れぬが、その点は無視しえないと考えているし、従つて、家土制における人的紐帯の意義も時間・空間の中で考えねばならぬと思つてゐる。

③ そこで、私の能力を超えるが、かかる家土制に関する時間的・空間的限定を若干の文献から抽出してみたいと考える。ただこの点では、叙述者によつて異なるうえ、この点を直接に叙述したもののがなかなか見当たらないので、その幾つかの文献を基にして、

きわめて大雑把に要約したところを紹介するに止めたい。ジョラール、前掲四八一九頁〔家臣制 Vassalité〕、フレデリック・ドル
ー・シュ編、前掲一二二一三頁、林健太郎編、前掲「ドイツ史」四七一九頁。

i まず封建制の自生的発生は、八・九世紀とされ、北西フランスのロワール＝ライン間の地域であるというのが、多くの指摘として共通している。

その他地域への移植は、カール大帝のときまず行われ、九世紀には、イタリア北部・中部にまで拡大したという。イングランドはノルマン征服（一〇六六年）を媒介として移植され、シチリアの場合には、ノルマン人によって一一世紀に普及化されたという。しかし、フランス南部とスペインはイングランド、シチリアよりも遅れた。そしてドイツは一〇世紀初頭から一一世紀末にかけて、諸公領で成立したといわれている。

ii しかし家土制は主従契約として登場したので、必ずしも封建制と同一視することはできない。そして封建制の完成期である一一・一二世紀より以前の家土制は、家士の義務、すなわち、援助（奉仕）と助言の義務の方が主君の家士に対する義務よりも重かった。それは九世紀頃から登場したといわれている。尤も封建制度の完成を、八世紀半から九世紀にかけてのカロリンガ王朝と規定したものもあるし「林、前掲」、家士の扶養を、土地の給付形式で充足する例を七・八世紀以降に見い出しあるとしているものもある「同前」。この点、「封建制」の判断基準が不明確などころから生じる差異であろう。

iii ドイツでは恩給制の普及と封の世襲化が九世紀から進むとしているものもある「同前」。

iv そりで最後に、封建制把握の仕方にについてのオットー・ブルンナー、『ヨーロッパーその歴史と精神』Otto Brunner, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte. 石井・石川・小倉・成瀬・平城・村上・山田共訳、岩波書店、一九七四年、〔Ⅳ「封建制」—その概念の歴史について〕一九〇頁以下の指摘を、蛇足かも知れぬが、紹介しておくことにする。すなわち、「封建制（Feudalismus, Feudalität, Lehnswesen）」よばれる諸現象を研究する歴史家は、まずもつてマルク・ブロッック（Marc Bloch）の『封建社会』、フランス・ガンスホーフ（Français Ganshof）の『封建制とは何か』、ハインリヒ・ミッテイ（Heinrich Mitteis）の『封建法と国家権力』や『中世中期の国家』といった書物を手にとるであろう。「これらの書物には、著者たちが封建制・封建社会・レーン制という概念をどのように理解しているかが正確に述べられていて」「そのほか、ブロックだけは領主＝農民関係を含めね」とによつて考察の対象をひろく把えてはいるものの、これらの定義は大はばに一致している。」

「」の封建制という現象の叙述が最も厳密な形でなされているのはガンスホーフの場合である。けだしかれば、レーン法という「技術的」、法律学的な概念を用いて仕事をしており、意識的に、レーン法によって規定される社会構造に考察を限つていいからである。「また上記の著者たちは封建制の時代的・地域的な限定についても一致している」「「時代的な限定についていえば」かれらは封建制の前段階や端緒形態、さらには封建制が後代に及ぼした影響をも扱つてはいるが、主眼はやはり九〇〇年から一二五〇年まで

の時代、つまりレーン制（レーン＝封の授受をともなう主従関係）の『古典的』時代、いわゆる『レーン制の時代』におかれている。「つぎに『地域的には』レーン制はライン・ロワール両河間の地域で発生したのであって、他の地方にはそこから拡がっていくが、そのさい形が崩れたり弱まつたりしていいる」（傍点筆者）。「それは、ヨーロッパの周辺諸地域には、わずかにその支脈が届いたが、あるいは全く届かなかったのである。」「ボーランドやハンガリーは著しい『封建的』な性格をもつてゐる、とよく言われるが、これらの国にはレーン制は全く存在しなかつた。」「こうした狭い意味での封建制「レーン制」とヨーロッパ中世とを単純に等置するのではなくとも違ひが生じてきている。ただし私の現在の能力ではその相違点を含めた評価を下すことはできない。

この叙述は封建制のそれであるが、家士概念の時間的空間的限定にもほんたつてきている。しかしながら、この叙述で一般的に諸見解の一貫と摘示している点も必ずしも一致をみていないともいえよう。また同一事象を想定して、時間的空間的限定を試みても、そのポイントの置き方によつて異なる評価になつてくるので、それを質的違ひといつてしまえるものかどうかは判らないが、表面的には少なくとも違ひが生じてきている。ただ私の現在の能力ではその相違点を含めた評価を下すことはできない。

しかし、封建制の展開についてなお「封」の問題を取り上げる箇所を参考されたい。

④ 最後に家士概念が変質してくるが、そのことについては、主題の考察から若干外れるので、以下の文献を参考したことだけ摘示しておきたい。A・R・マイヤーズ、『中世ヨーロッパの身分制議会－新しいヨーロッパ像の試みII』、宮島直機訳、刀水書房、一九九六年、八〇頁。さらに前出、ミッタイス＝リーベリッヒ、一二七頁参照。また一部家人の騎士化について、江川温、「貴族・家人・騎士」、（江川・服部編著、『西欧中世史「中』、前掲所収）一〇三頁以下。これらの論文は、直接には、ベネフィキウム概念の変遷とは関わりないが、担い手としてのカロリング朝の家士制が封建制になつた時、どのようなものになつて行つたかを間接に照射してくれるものとして引用した。さらに、家士制の衰退と貴族制の抬頭との関係について、マルク・ブロック、前掲2、五五頁での「フランス」への言及箇所参照。

(2) 次に従士概念については、さきに触れた如く、家士概念と同一視される場合もあるが、ここでは、ウェーバーの指摘の如く、主君からの封（恩給地）の授与のないところのカロリング朝以前の従士概念を指す場合が多いので、それに従つておくことにする。例えば、ミッタイス＝リーベリッヒ、前掲一二六頁以下では、「（レーン制の人的要素の）もう一つの根源はゲルマン的な従士制にある。」「家士制は従士制により高貴化され、新しい型の家士制となつた。従士制の中に存在していた誠実の要素は誠実宣誓によつて強化された。」（傍点筆者）。「誠実宣誓は、ゲルマン的従士から要求されたと同様に、今や家士からも要求されることになつたのである。」「今やフルデ Hulde [誠実宣誓] とマンシャフト Mannschaft [コメンダー・ティオー] とが「結合することによつて」[主従間の] 人的紐帯を設定することになる。奴隸的勤務から名譽ある勤務、誠実勤務が生まれた」として従士から家士概念の発展をフォローしている。

従士についても、その起源等について、諸説あるようであるが、ここでは、家士概念に接し、かつ、それと区別されるべきものとして認識する程度に留めることにする。

“ ツタイス＝リー（リッシュ）によれば、「従士制 *Gefolgschaft* (*comitatus, druh, Trost* (engl. trust)) にあたる *trustis-sazzo* やなわち *Truchsess* なる語（ハル）由来する) も同様に、ゲルマン人の国制の有機的な一制度である。従士制は後代にして軽視するとの全くやしないほどの重要性を取得した」とした上で、「従士をもつ権利は国王、将軍および貴族にある。これらの者は若人（griech. *teknon* にあたる *degen* (*)）の軍事訓練をうけ受け、若入たちは彼らのマンテ *Munt* (拙注、家權力 *manus*) に服し、彼らはよつて養われ、武装される。貴族の力は、平和時においても、戦時においても、従士団に依存してこた (in pace decus, in bello praesidium [平和時には裝飾となり、戦時においては護衛となる])」と云う。五一—二頁。

(※ ドイツ語の degen 概念は、イギリスのアングロ・サクソン時代の thegn と同根である。スコットランドの thane も同じ。古イノグリッシュ語の pegen, 古ペロビア語の pegan も同様で、boy という意味かい、戦士という意味が付かれてきたものといわれている。Sharrer OED.)

なお先に、家士概念に言及したものが、「この点については訳注(16)が付されているが、それはメロヴィンガ朝時代の従士に関するものなので、従士の項に譲る」と述べた点については、より簡単に触れるならば、フランク王国のトノトヘルスティオーネーク Antrustiones の地位といふれば、「カタイヌニラーキュ、前掲 100 頁や、訳者世良は、Th. Mayer に依拠し、「Die Königsfreien und der Staat des frühen Ma. Vorträge und Forschungen II (1955)によれば、アントウルスホーネーク antrustiones やカタイヌニラーキュ leudes との間に身分的な相違があった。前者は国王に勤務して居る完全自由人であり、のちの国王直臣であったのを反して、カタイヌニラーキュは不完全自由人 Minderfreie (国王自由人 Königsfreie) である、国王の軍団員 Hermann (fränkisch; scariti, scaramanni) として軍役その他の公の給付義務を負担せられ、その代わりに国王から農民的フーハ (mansi ingenuiles) を与へられたが、このフーハを彼らは放棄するか譲渡するか詰めなかつたところである」、「カタイヌニラーキュは、しばしば〔国王によって〕帝国教会に寄進されたり、軍役の貢租代納 (hostilicium 軍役税の支払) によって、わゆる国王貢租者 Königszins-ser となつたりしてゐる。」「中世盛期の『自由農民』及『自由な教会隸属民』の中には、このカタイヌニラースの名残が残つてゐる」と説明し、antrustiones が自由人に関するとを強調する。しかも一一〇頁でやむと「ヘーロキンガ朝の下で瓦解した帝国は、かくして、カーロリンガ家出身の宮宰によつて再び統一された」ものが、「宮宰が国王従士団 (trustis) の指導者となり、しかも、宮廷で勤務するトノトヘルスティオーネーク Antrustionen のみならず、領地を与えて離れた封臣たちもこの従士団に所属していく」ということである」として、従士制が宮宰の役割の変化により、家士制の成立に寄与した点を指摘している。すなむか、「これによつて、宮宰は全貴族の先頭に立つることになり、ついにはみずから王位にのぼることになつた(七五一年)。」そして、一一七頁や、

「家士制は、このように高貴化されることによって、始めて国政上重要な意義を有するものになり、「家士制は、国王の宮廷でアントルステイオーネンにとって代わり、貴族を国王権力に縛りつけた」という。

(3) 騎士概念について、家士制から騎士制になつていく点が重要なので、家士概念と区別された騎士概念もあるが、大陸と異なつてイギリスでは、貴族と区別され、騎士が後の議会の構成員に加わつて行く点が重要なので、家士概念と区別された騎士概念も押えておく必要性に迫られてくる。
そこでまず確認しておかねばならぬことは、騎士概念そのものについてである。先に触れた如く、この点について探究した江川温、「貴族・家人・騎士」、前掲一〇三頁以下では、まず「問題になるのが、一〇一二世紀の史料における『騎士』(miles, chevalier, Ritter) といふ」とはある」とし、その上でこの語が非常に多義的に用いられたことを指摘する。そしてさらにその上で、このとばの多義性とイデオロギー性について検討している。一一七頁以下参照。

しかし、ここでは、この概念の多義性を念頭におきながらも、まずミッタイス＝リーベリッヒ、前掲三一六一七頁によつて、その概念内容を見るにしたい。なるほどこの書の記述はドイツの特殊性を踏えたものであり、それは一三世紀の諸法律書によつて定式化された「ヘルシルト制」に基づくものであるが、一応概念内容の輪郭的把握を容易にするという意味で引用することにする。(なおヘルシルトは、軍隊の標章に由来するものであるが、本書では、レーニン制に關わるものとして取り上げてゐる。)

まず「出生身分による区別と並んで、中世になると職業身分による身分構成が現われてきた」が、その一つが「騎士身分」であるといふ。

(a) 騎士身分は、騎士として生活し、騎士の負う特別の身分的義務を果たし、騎士としての名譽を享有していたすべての人を含んでいた。騎士のみが完全な武装権をもち、彼らは決闘や馬上試合でこれを実証した。」

(b) 騎士身分には自由貴族たる騎士と家人とが属していた。しかし共通の職業エーツスが自由人出身者と非自由人出身者との間の間隙を架橋していた。ミニステリアーレンの下にはなお受動的レーニン能力(受封能力)しかもたない『單一シルトの』騎士“einschilde” Ritter (milities) がいた (シュヴァーベンショピーゲルの第七ヘルシルト)。

(c) 騎士身分の職業身分的性格は、この身分への採用が儀式的行為(刀礼 Schwertleite, 刀打ち Ritterschlag)によっておなわれるという点に、特にはつきりと表現されている (傍点筆者)。「しかしながらこの身分への加入は系図の證明 Ahnenprobe を前掲要件とするようになり、八名または一六名の祖先が騎士であつたことを證明しなくてはならなくなつた。」「このようにして騎士身分は出生身分的要素をとり入れていった」(傍点筆者)。

〔世良注〕「ヘルシルト制は、最初は下に向かつて開かれていた。一三一〇年ころになつて始めて、それは、騎士の生まれという要件が单一シルトの騎士にも拡張されたことによつて、閉鎖化したのである。これによつて、職業身分は最終的に出生身分に転化し、この身分への新たな加入はもはや国王による特権付与によつてのみおこなわれるうことになつた。」なおこの点、先の煉獄と身分の

固定化が一三世紀に進んだことを想起されたい。拙稿、前掲三巻二号二五頁参照]。

「(d)騎士は諸侯国家におけるラント等族 landst nsichen Adel の根幹を形成した。」ただし、「世良注」によれば、「シュヴァーベンとフランケンとライン地方では、帝国教会の家人たちは、帝国騎士たちの仲間に入り、かくしてその主人たちのラントに所属することから免れることに成功した。バイエルン、オーストリア、ザクセンその他では事情がちがつてゐる。これらの地方には帝国直属の騎士身分は存在しな」かつたといふ。

なお、家士と騎士の接点については、すでに触れた如く、騎士が職業的性格のものから出生的身分的性格のものに変化し、閉鎖化した時、独自の概念として把握されてくることになることをここでも強調しておきたい。

まず一三世紀には普遍的に存在する騎士は、前述の如く、職業的存在として見たときには古くから存在し、その起源はジェラールによれば依然として不明であるといふ。そこでは、主君も家臣も騎士でありえたからである。ジェラール、前掲七八頁。

しかし、それにも拘わらず、貴族身分の発達もまた一二世紀以降であるので、一体、貴族身分と騎士身分の関係がどのように捉えられていたかが重要になってくる。前掲八二頁。

ジェラールは、「地味な家柄の男性たちからなる戦士階層が貴族身分の『下』に形成され、有力者と結びついた。彼らは、土地分配や騎士叙任によって『社会的上昇』の恩恵に浴することができた。そのため貴族身分に吸収されることもおきた。こうしたこととは、けつして裕福ではないが、数人のメンバーが騎士に叙任されている系族から構成される、『中流』貴族身分にかかわつてゐる。他方、上流貴族層での騎士叙任は、単なる飾りでしかない場合が多い。いざれにせよ、騎士叙任を受けた男性が、すべて貴族になつたわけではないことは確かである。」とし、騎士身分が貴族の下に形成され、貴族階級との間に上昇の機会はあつたにせよ、必ずしも貴族身分を保持するにいたらぬものも多かつたと指摘している。前掲八二頁。

尤もその状況は、地域によつて異なり、その具体的問題としては、江川、前掲一二四頁以下で取り上げている。また、マルク・ブロックは、「イングランドに比較して、一三世紀のフランスが階層化された社会の様相を呈していたとしても、少なくともこの国ではこの特殊の権利は、その大綱において、騎士たる資格を有する全ての人々に共通するものであつた」と言い、貴族の間における階梯が形骸化し、その貴族階級意識の統一性が保持されていたといふ。マルク・ブロック、前掲『封建社会2』、五六頁。

さらにマルタン、前掲三六六一七頁では、フランスの騎士と貴族の関係が、ドイツと異なつて発展していくことを取り上げてゐる「一八〇項 貴族身分と騎士身分」。尤もそれは、貴族と騎士の同一範疇化の問題を主として取り扱つてゐる点に重点を置いた考察である。なおそれは、騎士になるための費用の点から長子のみを騎士にした点と、市民が封を取得することによるこの騎士の義務遂行への支障から、その取得禁止令が出されたことにまで触れてゐるが、その点はここでは関係ないので、省略することにする。

ただ騎士概念が、家士と区分された所以は、その武装戦闘集團に騎士が属するという点にあつたし、その点の形骸化はこの階層の

衰退への道になつたことだけは、ここで留意しておきたい。

しかしイギリスにおいてはまたフランスとも事情を異にしてる。すなわち、マルク・ブロックは「イングランドの例外」としてこの点について特記している。『封建社会2』、前掲五二頁。なるほど「家士制も騎士制も共に移植されたものであつたイングランドでは、事實上の貴族が辿つた進化は、まず最初の頃は大陸におけるとほとんど同じであった。しかし、一三世紀にはかなり違つた方向にそれてしまつた」という。

この点、特に、イギリスにおいては、一三世紀の間に、大バロンとこれら騎士の間に隔絶が生じ、後に議会の起源としてのクリア・レギスに騎士も召集されくるが、そのときには貴族とかかわる騎士との間には概念区分が認められているため、かかる騎士の実態把握の必要性に迫られてくる。尤もこの点は、第二款「世俗裁判権」二二「イギリスの特殊性」の箇所で言及したいと考えている。

また、騎士との関係で、貴族階層をどう捉えるのかということに関連し、ドイツがフランスと異なつた方向をとることは前述の箇所から推論しうるであろう。マルク・ブロック、前掲五六一七頁。これらの貴族階層が、後の貴族政あるいは君主政とどうかかわるかは、諸国の近代化的過程を考察する際に不可欠のことであるが、ここではそこまで立ち入つて言及しないことにする。

なお、ドイツの「帝国騎士身分」について、特定地域の「騎士」の存在構造と諸特権を研究したものとして、黒田忠史、『西欧近世法の基礎構造』晃洋書房、一九九五年、「第一章 近世ドイツ『帝国騎士身分』の法」二二二頁以下があるが、その「下級騎士」像は参考になつた。

(3) ジエラール、前掲の訳者は「恩貸地」の訳を付し、訳は一定していえないといえよう。またそれだけにわが国の研究者にとっては混乱を招きかねない。尤も塙訳は、ベネフィキウムにつき、恩貸地と恩給地を時代と場所により訳し分けている。

(4) マルタン、前掲「二三一項 聖職禄制の開花」二七六頁以下。この点は殆どの歴史家が一致して指摘するところである。

(5) ジエラール、前掲二九九一三〇〇頁。後に言及するように、封とベネフィキウムの関係が問題になるが、ジエラールは、「封となるまえは、feo は恩貸地（ベネフィス）、すなわち贈与された土地であった」とした上で、しかし、その態様が様々であったことを紹介している。その一例として、「南フランスの史料では、feo に最高の地位をあたえられるようになる。」「しかしそれは、公的奉仕の代償として公権力から譲与された土地、という伝統的な恩貸地の意味において、厳密に用いられている。」「そしてそれは、ほどんどいつも徵税権をともなう土地なのである」が、「北フランスでこの言葉が用いられるのは、ずっとあとになつてからである」、「諸教会の尚書部（管理運営機関）は、恩貸地という言葉を用いつづけている。」「一方、ピルカディ、シャンパニユ、ロレーヌ、パリ近辺では、feo は一世紀末までしか用いられていない」と指摘している。このような多様性をヨーロッパ全体を見通して論じる力は私には到底ない。今後の法制史家、歴史家の研究にまちたい。

(6) シュトゥッツ、前掲三五一五七頁。フランスでは、「聖堂の私有化」、「私有聖堂制」といってある。マルタン、前掲

〔二一項 聖堂の私有化〕五四頁以下参照。

「私有教会制」については、ミッタイス＝リーベリッヒが、王権の保有する「国家教会高権」との関係で次の如く指摘している点は、私有教会制を理解する上で便宜であった。すなわち、

「（この）国家教会高権はカーロリンガ時代に一層強化される」とになつたが、私有教会制 Eigenkirchenwesen はこれとは区別されねばならず、その領域ももともと下級教会であった。「私有教会はグルントヘルによって設立され、グルントヘルシャフトの付属物とみられ、特別財産であり、営利経済企業であるとみなされていた（傍点筆者）。そして、その聖職はグルントヘルの使用人であり、グルントヘルは自分の教会の保護フォーケト Schirmvogt であり裁判君主である、と考えられていたのである。」「私有教会法も貴族支配制の一形式である。」「けだし、ここにはゲルマン貴族の世襲カリスマが生きつづけている。国王は、クリスト教を採用して以後も、カリスマの独占を実現しえなかつた。しかし、単に貴族が私有教会をもつていただけではなく、国王自身も、私有教会やとりわけ私有修道院を所有しており、その親族や一党的者にこれらの教会や修道院を与えていたのである。司教も私有修道院をもつていた。司教所有のものを除けば、私有教会は司教の権力から免れていた。」

「国家教会高権と私有教会法とは、ローマ聖庁の理念に鋭く対立するものであつた。これらをめぐつての闘争は中世を通じて荒れ狂い、司教叙任権争いにいたつてその最高潮に達している」と。前掲一〇五頁。

（なお同書の注(11)で、「私有教会設立者は、その私有教会の保護の聖者の名儀で、私有教会に寄進した財産の財産表を作成し、これを他の一般財産から区別しなければならない。寄進された財産は他の目的への転用を許されず、一つの特別財産を形成する。私有教会には、例え寄進やミサ・埋葬・婚姻等に伴う多くの収入があつたが、これらの収入は通常私有教会の経費を大きく上回り、この剩余収入は設立者のものとなつた。すなわち、私有教会の設立は有利な企業であつたのであり、このことが私有企業の普及を促進した一つの大きな理由であつた。なお、以上のこととは『私有修道院』についてもあてはまる」と（傍点筆者）。一〇七頁）

これに対し、私有教会権なるものが何時その幕を閉じたかという問題については、シュトゥッツの「私有教会」の論考が次の如く指摘している。すなわち、まず叙任権闘争に觸れ、それが上級教会に対するものであつたが、その内実は、「私有教会から発し、すべてを掩い尽くしていったゲルマン的教会法に對して、古来のローマ教会法が再び覺醒しつつ反撃を試みたものと見做すことができる。」しかし、ローマ教会側の上級教会に対する闘争が、一定のところまで、進まないうちに、「これまで差し控えられていたにすぎなかつた下級の私有教会に對する闘争をも始めることになつた。」五三一四頁。

そもそも「教会の設立は、おそらく初期中世の最も有利な投資であつた。」（傍点筆者）。「それ故、無数の教会が敬虔の念からともに設立されたのである。」しかし「そのような高い収益能力の結果は、教会及び教会の土地についての所有権が、十分の一税やそ

の他の収入に較べて領主にほんんど何のものもあたなかつたが故に無意味なものとなり、私有教会全体の基礎と見做される」とはなくなりた、といふことであつた。」五四頁。

そりや「統一的な私有教会権は、教会について領主がもつてゐる種々の用益の機会と仕方の数だけの個別的な権利に分解した。」(傍点筆者)。「それ以来、土地の権利 (ius fundi arder fundation) もが、保護権 (ius petitionis oder patronatus) もが、賃租徵取権 (ius conductus) とか、同祭候補者推薦権 (ius praesentationis)、教会の「ドヌム渡し (donum oder investitura ecclesiae)」等の語では教会の質入れ (kichenensatz) とか、地位聖職祿収入取得権 (ius regalae) もが、十分の一税徵取権 (ius decimationis) 等については語られてゐるが、一方古来の総括的権利の意味での所有権 (proprietas) によって語られてゐることは、まことに少なくなつた」という。五四頁。ショトウッヒは「私有教会制」が個別財産権へ分解していった点を強調してゐる点が、私有教会制の衰退という意味で大切である。なお聖職祿候補推挙権については後述する。

(7) ショトウッヒ、前掲「訳者あとがき」1100頁以下。訳者による論争状況の紹介が有益かと思われるのと、ノリヤの要約を紹介しておいた。

ショトウッヒは、「著者の「第一回『教会聖職祿制度の歴史—その期限から教皇アレクサンデル一世の時代まで』(Geschichte des kirchlichen Benefizialwesens von seinen Anfangen bis auf Zeit Alexanders III., Bd. I, erste Haufte Berlin 1895)」の中、「教会聖職祿なる教会恩給権 (beneficium ecclesiasticum) の起源に関する従来の定説を鑑駁し、教会聖職祿が古代的教会法の発展として形成されたのではなく、ゲルマン人とその私有教会制によつてあたるやれだらうとを明かにし、私有教会なるものの存在とその意義・本質を詳細に論じた。」「かれの見解は、ノーマン以来1100年間学界を支配した通説を破る、画期的な学説として、発表後ただちに学界の注目を集め、その裏付けをなす綿密な史料考證とも合わせて高く評価された。」1101頁。彼は、「従来私立教会 (Privatkirche, eglise prive) として一律に理解されてきたものの中に、私有教会—『私人の所有権、より正確に言へば、私的支配権 (Eigenherrschaft) の上に置かれた教会堂や、その支配権から、財産法上の処分権のみならず、聖職に関するもつたき指導権が生じぬるを謂ふ』—と名付けられるべき教会が存在する」とを初めて指摘し、その起源が汎ゲルマン的家父祭同制 (Hauspriestertum) であり、その法的性格が物権法的関係、すなわち教会堂所在地の所有権に基づく支配権 (Gewere) によって決定される。しかし、私有教会はやがて下級教会領域から古代的ローマ的教会秩序を切り崩し、全西欧の教会組織をゲルマン法的なものに変質せられたことを明らかにした。」1101—111頁。「拙注、『物権法的関係』を「私有権に基づく支配権 (Gewere)」と等置するかの表現は、近代法的概念を基礎にした把握で、當時かかる形で捉えられうるのか、私は疑問に思つており、その点は後述した。」「しかし、私有教会の起源および本質については、有力な反対説が存在し、現在、必ずしもショトウッヒ説を定説と断定するとはできない状況

である。」二〇三頁。

「反対説の一は教会史家ハンス・フォン・シューベルトのアリウス派起源説である。」「シューベルトは、多くの点でシュトゥッツ説に従いながら、私有教会制の起源については、東ゲルマンのアリウス派信仰に由来すると説く。」「この理論の難点は、アリウス派を知らないゲルマン諸部族の間にも私有教会制が発達した事実を説明できないことにあり、現在ではほとんど支持者をみない。」同前。

「拙注、アリウス派について、ミッタイス＝リーベリッヒ、前掲七六頁参照。「大部分のゲルマン諸部族はアリウス派の形でキリスト教を採用した。これは正規のローマ帝国教会に対する敵対関係からしても当然であつたろう。」「このようにして、後代のランデスヘルによる教会統治の先駆形態として、国王の指導下に立つ国民教会が成立することになったのである。君主がカトリック教に改宗して以後においてさえ、国民教会的構造は依然としてしばしば維持されており、ゲルマン時代の国王の靈威もクリスト教化された形で生き続けた」という。また、アリウス派とゲルマン部族の関わりについては、キリスト大事典、四二頁「アリウスしゆぎ＝主義」の項参照。「アリウス派は早くよりゲルマン人の間に伝道を開始した。帝国を追われた同派は、移動前のゲルマン諸族間に定着し東ゴート、西ゴート、ヴァンダル族などはなお二世紀間アリウス派キリスト教を抱懐、フランクの正統派改宗（四九六）によって、はじめて全ゲルマン人の正統信仰に至る道が開けた」という。なお、鯖田豊之、『ヨーロッパ中世』、（世界の歴史⁹）、河出書房新社、一九八八年、五一頁以下参照。

「二は、アウフオーンス・ドブシュのグルントヘルシャフト起源説である。ドブシュは、私有教会がグルントヘルシャフトの形成と公権力の封建化の結果生じたもので、決して特殊ゲルマン的法制度ではないと説き、ローマやビザンツなど、比較的ゲルマンの影響を受けることが少なかつた地域にも私有教会が見られることを指摘した。」「この理論は、私有教会を封建的経済機構の観点から把え、いわゆる古代的秩序との連続性を説く点に特に特長があり、現在、ドイツ語圏のみならず、とくにラテン系諸国の学者達によつて広く支持されている。」二〇三頁。

「他方、これらの反シュトゥッツ説に対し、シュトゥッツの忠実な後継者として知られるハンス・E・ファイネは、当面の最も強力な反対説であるグルントヘルシャフト起源説を批判しながら、次のように述べている。グルントヘルシャフト起源説は、史料の示すところに反する。」「第一に、私有教会制は、グルントヘルシャフトが形成される以前から存在しており、グルントヘルシャフトの形成後出現したものではない。それは、たとえば、グルントヘルシャフトの形成がほとんど行われなかつたスラブ地域にも私有教会が存在していることや、ガリアその他の地域の私有教会が、当初比較的小規模な土地所有者のもとで発生し、後にグルントヘルが私有教会を利益の多い投資対象として見直すようになつて、初めて大土地所有と結び付けられたという史料事実から明らかである。」二〇三一四頁。

「第二に、私有教会の法関係は、グルントヘルシャフトの法関係に従うものでなく、ケヴェーレの観念に支配されたゲルマン的物権法関係に従つてゐる。」「これらの理由からグルントヘルシャフト起源説は否定されるべきである。」二〇四頁。

「ただし、シュトゥッツの所説が現在そのまま維持されるわけではない。なぜならば、シュトゥッツ以後の研究によつて、こんにちは、スラヴ、ビザンツ、ランゴルバルド、イタリアなどの地域の私有教会制が明らかにされており、それらは、私有教会が、ゲルマン固有の制度というよりもむしろアーリア的法制度であることを示してゐるからである。」「もつとも、私有教会制がとくに重要な意味をもつたのは西欧においてであり、それがゲルマン起源であることまで否定されるわけではないし、その他の点でも、シュトゥッツの所論が否定される理由はない」とする。同前。

「しかし、このファイネの所説に対しても、グルントヘルシャフト起源説の立場から反論がなされ、結局、現在までのところでは、私有教会制がゲルマン的（汎アーリア的）家父祭司制に由来するのか、グルントヘルシャフトに起源を有するのか、あるいは、その二要素の協働の結果であるのか、断定し難いと言わなければならない。いまだ私有教会制の研究は完結しておらず、私有教会法をも含めた教会財産法史の研究全体が、なお今後の課題として残されている」と訳者たちはいう。二〇四一五頁。

そしてそのうえで、さらに「シュトゥッツの私有教会法の研究は『ルードルフ・ゾームの教会法論と並んで第二次大戦前の教会法学を代表する秀れた理論』(G. Le Bras)として教会法学史上名をとどめられるべきであるばかりでなく、この課題に立ち向う者が必ず振り返らねばならない基本的業績として、今後もなお現在的価値をもち続けるであろう」と指摘する。二〇五頁。

(8) マルタン、前掲「五九項 カロリングガ期の恩給地の起源とその構造】注⁽⁶⁾ 一四三頁参照。

① プレカリウム（プレカリア）とベネフィキウム

この問題を取り上げるに当つて、まず先にミラーがベネフィキウム概念の多義性に触れたとき、ポロック＝メートランドの著『イギリス法制史』に言及していたが、同書の当該箇所において、「イングランドにおいては、feodum という語の完全に初期の出現とはいえないまでも、殆ど初期の出現から、この語は、従属的権利ではあるが、相続可能な権利を意味したのみならず、そう表示もしていたように思われる」⁽¹⁾、しかしその、「大陸において、この語の使用を遡つて跡づけるならば、それがbeneficiumの語と交替して行くのを見い出し、また、やるに遡れば、beneficiumとい

う語が *precarium*（拙注、マルタン、前掲稿訳では「請取地」とされる⁽²⁾）と交替しているのを見い出す。」と叙述していることが想起されねばならない。尤もこの

```
レカリウム
```

について、それをローマ的意味で捉えたものと聖職祿としてのベネフィキウムとの係わりを主張する古典的指摘は、シユトウツツによれば、誤りであると言つたことには既に触れた⁽⁴⁾。しかし今日なおイギリスの歴史家の中には、ベネフィキウムと

```
レカリア
```

（*プリカリウム*と

```
レカリア
```

の関係について⁽⁵⁾は注(2)のブロックの指摘参照）概念と等置している事例も見受けられる。そこで、ベネフィキウムと聖職祿との係り合いは、すぐ後に言及するとして、ここでは

```
レカリウム
```

（*プリカリア*）→ベネフィキウム→封の概念の関わり過程の粗筋をフォローしておきたい。ことに

```
レカリウム
```

（*プリカリア*）とベネフィキウムとの概念の分離とベネフィキウムの概念の新しい展開について注目しておきたい。この点、教会側の問題であるより、世俗社会側の問題であるが、それが聖職祿の前提になるので、ここで取り上げねばならないと考えた。

(1) 相続可能性の生じる歴史的段階は、ベネフィキウム概念に關しては、一代限りでの恵与の慣行が崩れてきた過程である。それを初期から相続可能とするのは、イギリスの封建制の移入性という特殊性によるのではないだろうか、という疑問がすぐ湧くであろう。この点の検証が求められる。

(2) マルタン、「五四項 小所有地、自由世襲地および請取地」一五頁以下。

「それにもかかわらず、カロリンガ家治下でさえも、自由人は、田舎でも都市でも何程かは存在しており、小所有地は完全に消滅した訳ではなかつた。」「小土地所有者中の何名かは、彼らの祖先の控え目な家産を持つてゐる。」「彼らはそれを、彼らの言によると『自由世襲地』として』[ex alode paracetum]（親族衆の割当地に由来せるものとして】持つのであり、何びとに対しても何ものも負担する義務を負わない。しかし、完全に独立的である、この型の所有者は、稀少である。」「小財産を享有する自由人の大部分は、大土地所有者からそして最も屢々は修道院や聖堂から、『請取地として』（ア・チトル・ドゥ・プレケール）それを保持してゐるのである。」「自由世襲地【即ち、自有地】として持つ人びとに於ては、特に云うべきことはない。」「彼らはローマ法が知つていた完全な所有者の後継者であつて、諸種の圧迫や侵害の中を潜りながらも自身の小財産を守り抜くという、この驚くべきことを成し遂げたの

である。」

「財産を『請取地として』享有する自由人の状態は、右とは反対に、新しい状態であり、これには説明が必要である。」「教会請取地と、こう比較的良く知られている型を取り上げる」としよう。」「一修道院または一聖堂は、諸所に、大所領を構成しえないような、余りにも重要でない諸土地または充分には纏まりをなしていない諸土地を持っている。」「或る自由人がそれにこれらの土地の一を借りたい旨を申請する。この場合、彼はそれに、請願書『リテラ・プレカリリア』を提出する。このかく、『プレカリリア』なる用語が生まれる。」

マルク・ブロック、前掲【封建社会】の訳注に、「Pecarium, 非常に古くからある全く法の境外にある慣行であつて、紀元三世紀の法学者ウルピアヌスは、『Pecarium est quod precibus petenti utendum conceditur』（プレカリリアとは、訴えにより使用することが許されたものである）とあり、懇請により用益が認められたもので、世襲ではなく、法的な用益権でもない。贈与者は、いつでも、取り戻しが可能であった。これは名目上は、『施与』であるが、（イ）偽装された賃貸借、（ロ）土地を担保とする前借、（ハ）大地主に土地拡大の手段として利用されるなど、社会に著しく普及し」ていたとある。一四九頁。

なお同書本文には以下の如き指摘がある。すなわち、「古代においては世襲権を廃止あるいは制限する条項を伴わない単純な贈与がかなり広く行われたように見える。」「七世紀の一書式では、首長が自己の『従士』に小さい所領を与えたのはこの方式によつてであつたし、また、もつと後に、ルイ敬虔王（拙注、八一四一四〇年、カロリンガ朝王）の子である国王たちが家士たちに義務を守らせようという明らかな意図のもとに、ただし、この期待が裏切られることになった場合には、この贈与を取り戻す権限を時には留保しながら、その家士たちに繰返し気前良さを示しているのもの」の方式によつてであった」といつてゐる。一四八一九頁。

そして「定義上は一時的なものであり、少なくとも本来はあらゆる〔法廷によつて保護される〕『保証』を欠いていた」というな土地譲与に対する先例は、双務契約の厳格な体系をもつっていた公式のローマ法にも、ゲルマン慣習法にも存在しなかつた。「その代わり、ローマ帝国における〔事実上の〕慣行は、被保護者の生活維持を主人に負わせていたので、当然のことながら『保護制』の慣行と結び付いていたこの種の協定を有力者の影響のもとに大いに発展させた」といつてゐる。一四九頁。

ただし、「合法性の境外にある諸制度の用語についてはほとんど自明であるように、これらの協定の用語はかなり流動的であった。」「〔この制度は〕『アレカリウム』（pecarium）—受贈者が発するがあることは発すると見做された『懇望』（preces）のゆえにあることは『恩賜地』（beneficium）【拙注、訳者は家士制との結合後は『恩給地』と訳す】と謂われた。」

（ブロックは、〔この〕「この制度が法の境外にあるため、受贈者の負担を裁判所で強要する」とはできなかつたが、贈与者は原則として取り戻す機能はもつてこないことを指摘する。）その上で、「アレカリウムとベネフィキウムという上記の二つの言葉はフランク支配下のガリアで引き続き用いられた」と指摘する。一四九頁。（但し、この期に「アリカリウム」という語は「中性名詞から女性名

詞 (Pecaria) となる傾向があつたとふべ。)

セハド、「パンカリトの『恩貸地』 [=マネフィキウム] ふるいの言葉は初めはほとんど無差別に用ひられていたように見える。」一四九頁。

なお、ミッタイス=リー=リック、前掲では、「(パンカリト *pecaria* は) ローマ *precarium* 由来する。」「*precarium* は〔元来は期間の定めのない〕、いつ取り戻し可能な借地であつたが、やがてローマ・粛俗法上多くの場合一ルスルム=五年の期間を確定した借地と化している」という叙述を見し出す。前掲八八頁。そしてこのパンカリアは、租税の重圧の下に、小土地所有者が、大所有者たる豪族の手中に追い込まれ、半自由な「ヨロース」あるいは「パンカリア (=小作地の借地人)」になつたと指摘している。同前。

なおまたプレカリウム (容仮占有、恩恵的土貸与、恩恵、墳訳では「請取地」の訳語がある)、パンカリア (小作地) の語義については、元来は、不確かなという意味をもつた *precarus* 由来する。せばでは「仮の」 (ある) は懇請による、容仮的な、仮容占有) に関するところの語義とか、人によつては「容仮の」 へつた意味の語義をもつて (英語の *precarious* の語義として①他人の心次第の、人任せの、②事情次第の、不確な、といったものと同様)、パンカリトと組んで「小作地」 へつた意味を含むようになるという。そして *precario accipiens* は、「容仮占有として受領する者、容仮占有受領者」、*precario dans* は、「容仮占有として与える者、容仮占有供与者」を意味し、*pecaria oblata* は「寄進された小作地」となる。

(3) Pollock & Maitland, op. cit., vol. 1, p. 67.

なお、ハランク時代の時期に相当するイギリスのアングロ・サクソン期には、laen or loan [貸与地] ふる土地保有形態があつた。ホールズワースによれば、それは大陸の *beneficium* に相当するのである。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 70. 「アングロ・サクソン期。第三章、財産法—土地法〔「貸与地 Laenland」〕 参照。

「それは」あることは数世代に暫定的に貸与あることは贈与されるのであつた。」「おそらくイギリスの教会はより長い期間の教会の土地の貸与を禁止したユスティニアヌス法準則を採択したのであらう。」「受贈者は貸与の見返りとして奉仕を行つように拘束されうるし、あるいは、拘束されえない場合もある。」

「これらの貸与のあるものは土地耕作者に与えられる。しかし、これらのことは事例は持ち合わせてこない。おそらくの種の貸与は文書にされなかつたためであらう。」「われわれに残されている貸与の標本は上級階級への貸与であるからである。」「概して教会からの豪族への貸与である。そして、ときには国王への貸与もえなれど、」「事實、普通謄本を作成するのは国王であると同様に、貸与をするのは教会であり、時々は豪族く、しかもよりしばしばそれに奉仕しらる人に—すなむか、*thegns* (*thane*) [家士] or *cnights* に対してなれど、」「ユスティニアヌス法に對して、われわれは、許可なしには売却しえなかつたような教会の『*thegn-*

land] を保有する多くの土地保有者を見い出す。」

(なお Shorter OEDによれば、laen (loan) は古代ノルマン語の lan 、中世オランダ語の lene (オランダ語の leen) 、古代高地ドイツ語の lehan 、ヘッセン語の lehn, Lehen と相通し、動語の lend のゲルマン語的語源であるという。そしてレーハンはアングロ・サクソン時代のイギリスにおいて「ネフイキウム」として保有されたエステート estate を「ハルマヘレヒ」。

またドイツ法でいうレーハンは、前述の如く英語の loan であるが [Shorter OED] 、「 \approx タイズ=リー=リッヒによれば、「ネフイキウム」といわれていたものが、九世紀以後は fehn=Gut に由来する feudum の語が用いられたという。前掲一一四頁。

なお、貸与地の概念に類似した概念として賃租地という概念がある。マルタン、前掲「一九七一八項」二九七頁以下。しかし、この概念は後期中世の形態として記述されている。「賃租地は、耕作者に、通常は一般自由人的な貢租または奉仕の負担を条件に、譲渡される、一般自由人保有地である。」

(4) ショトウッス、前掲三五頁以下、拙稿、前掲、前出(i)注(6)・(7)、四七頁以下参照。しかしこの点について訳者のやうに要領の良い指摘があり「前掲二〇五頁注(1)」、それによれば以下の如くショトウッスの所説はまとめられている。

「ショトウッス自ら指摘しているように(本書三五、六頁)、從来、第一七世紀に、L・トマッサン (Louis Thomassin, 1619~1695) の提唱した理論が定説とされていた。トマッサンによれば、教会聖職禄制度の起源は、後期ローマ帝国時代の、司教による司教区財産の貸与制度に求められる。すなわち、第五、六世紀、司教は、司教区内各地の聖職者に、司教区財産である土地の一部を、何時でも撤回し得るプレカリア (precaria) の形式で貸与したが、その結果、司教区財産の一部と地区教会との結び付きが生じ、そこから、教会恩給制ないし教会聖職禄制度が生じたとする。」

そして同書、前掲二〇五六頁の注(2)で、「ショトウッスは、教会聖職禄制度の起源は古代的教会法にはないとして、通説を次のように批判している。地区教会財産は通説の言うような方法で形成されたものではなく、通説の説く司教区財産の分割も、史料の上で見ることはできない。地区聖職者に対するプレカリアの形式による土地貸与は、言われるような意味をもつものではなく、たかだか、特別俸給、もしくは何時でも撤回され、市民法上の訴えの対象とならない、司教の給する俸給 (stipendium) への補償の意味をもつたに過ぎない。」「結局、教会聖職禄ないし教会恩給制は、古代的制度の進化 (Evolution) によってもたらされたものではなかつた。」「むしろ、ゲルマン人とかれらの私有教会制を担い手とする革命 (Revolution) によってもたらされたものである。」「ゲルマン人達は、異教時代の私有堂宇制をカトリック教会の中に持ち込み、私有教会制を作り出したが、この私有教会制は、ローマ的・公法的小教区制を中心とする古代的教会秩序と異なり、私有教会の存在を確認しており、第一〇世紀には、從来私有教会でなかつた小教区聖堂の多くが、司教の私有教会とされた。」「」のような西欧における私有教会制の発展は、主としてブルグンド人とフ

ランク人によつて担ねられていたが、就中、後者のカロリング朝の対教会立法の果たした役割は大きかつた。」「すなわち、それ以来、フランク帝国においては、小教区教会聖職者の任免や維持（扶養）もグレンブルの手中に帰し、私有教会制が、古代的教会法を打破つて、西欧教会法の新たな枠組の要素となつたからである。」

「ふりひや、ハネルの私有教会では、私有教会主が、恩給（Benefizium）や他の世俗的土地貸与方法を用いて、聖職者に私有教会を貸与したが、教会聖職様なし恩給制の起源は、かかる私有教会の貸与制度の中に存するのである。」

(15) Haus-Werner Goetz, op. cit., [Social and Military institutions]

「全体としての封主社会はしばしば『封建社会』として點つて特徴づけられる。」「技術的な意味では、しかしながら、『feudal』（封主の表現に相応しい韻葉）は領主と領臣 fideles or vassals の間の関係を意味する。」「封建制の古典時代」として記されれば、いかにも、一千年紀から一二百年紀において頂点に達したこの從属関係の繩の糸の起源は、フランク王国におかれた。それはいくつかの先例に基づく、おだ、事実それはいろいろな要素の融合であった。すなわち、領主の貴族制の保護権 patrocinium になつた後期ローマの托身 commendation, 忠誠への拘束性をもつた「ゲルマンの」戦士、なんらかに、特に、もともとは役務を創設する紐帶であるが、次第に自由人間の個々の関係になつたケルトの封臣制の融合であった。「ハネルの特徴は、元来は独立のペッタイス（「物的」要素）制度やあたものを持ち宣誓が次第に結び付くに、その特別の要素がおかれるといひの封臣 vassi or fidiess を有する領主によつて形成された連続の中で、ある人的要素を確立した。」

「ハネル、precarium 小作の恵与形式での極端に好ましい条件に基づく土地のリースであった。」「比較される形式は、南部フランスとカタロニア aprisio やねつた。」それは、未だ開墾されていなかつた土地、とくに境界近くの土地の恵与であった。「八世紀から、ハネルの要素は共に成長した。ベネフィキヨンは封臣の装備となつた。そして主として軍事的援助（かくして miles がまた『封臣』を意味するようになつたが）かひなる相談と援助（consilium et auxilium）を与える責務の代わりに、彼の生活維持を確保するといふのが意味われた。」pp. 472~3.

「シャルル・マルセル Charles Martel の後継者に支払われた形式として、彼の時代におそらく確立されたのがハネルのシスルムはシャルルマリヤ時代はじめて普及化した。」「封臣は、国王、他の貴族あるいは教会の長老の封臣になれることが可能ならしめたよくな高い名門を受けた。」p. 473.

「シャルル・マルセル斯ルムのかかる形式について see Rosamond McKitterick, England and the Continent, in The New Cambridge Medieval History, vol. II, c. 700~c. 900, ed by R. McKitterick, p. 68.]

◆ Adriaan Verhulst, [Economic organisation], in The New Cambridge Medieval History, vol. II, op. cit., p. 488 et seq.
[Structure and Exploitation] の概要と並んでの短い摘要。

「交換に、いろいろの起源と身分の人々が自身のために、領有地 demesne [元来は domain と由来する] の未開拓部分の小部分を耕作することを許された。そして、保有地としてそれを保持することを許された。」「彼らは支払をせねばならなかつたし、供給物を提供せねばならなかつたし、また、拡張された領地について領主が援助し続けるために農耕奉仕を領主にせねばならなかつた。そして、そこではこのような方法で追加労働を集めえた。」「明らかに、すべてこのことは広大な地所において可能であり、また、それは、広く国王、司教職、修道院、ならびに、貴族の手中にあつた。」「古典的な二分的な開発スキームの確立への一追加的ベネフィシャル的要素は、所有の集中と、所有者の権力のセンター、すなわち、王宮、司教都市、ならびに、尼僧院の近辺において所有場所の集中をもたらした。」 p. 490.

「この古典的莊園構造の極めて抽象的な理念的なモデルと、その起源と拡大の歴史は、残存の經營書類と財産目録 (polytyca, descriptions, brevia) によってより具体化されねばならない。それらは殆ど例外なしに九世紀まで遡るし、また通常、教会書類の一部を形成してゐる。」「これらでもって、領主は、土地、建物、人員ならびに下部構造、なお、より特殊的には、奉仕、供給物の引渡し、支払が記録されてゐるところの土地保有者の義務との係り合いで領地 demesne をもつて組み立てられてゐるものであつた。」「レバシニアのこのは国王の命令に基いていた。」「原則として、フィーフ (ベネフィシア) とプレカリアとして保有される領有 possession は、一その収入は領主のベネフィットへの直接のものではないが—まだ、かかる文書に記されていた。しかし、その文書の残存物は極めて少ない。これらの管理的文書は、明らかに、もし、数十年後の同様の文書、例えば Bobbio (八六二年と八八三年の記録とともに) の稀少の事案の文書が保存されなかつたならば、進化の図は提供されぬ」とはない。」 p. 490.

しかし、その範例は、「九世紀には、全体としてベネフィキウムで恵与され、ベネフィキウムの保有者に金銭でのみ支払われた保有地 (sortes) からなる Lucca 教会の一宗の Possession について見い出されね。」 p. 496.

「九世紀には、タルタニにおける土地所有は、おほばら大小の自有地 allodia からなつてゐた。大規模の土地所有が重要になつたとか、とくに Redon のような尼僧院のそれが重要なになつたとか、小自有地は尼僧院に贈与として編込まれ、プレカリアとしてそながる保有されぬ」とになつた。」 p. 499.

② ベネフィキウムと封

1. プレカリアとベネフィキウム概念の分離傾向

そもそもメロヴィングガ期の恩給地について、マルタンは、「『ベネフィキウム』なる語は、ハレハル单纯には、恩恵 (ムア

ンフェ）を意味」したという。この点は多くのものによつて認められてきたところである。その上で、マルタンは、「ベネフィキウムは本来、恵与、特に王に由来する恵与であつた」し、「メロヴィングガ家王は、タキトウムによれば」、「ゲルマン人首長の氣前良さの伝統を引き継」いでいたという。しかし当時の恵与概念は曖昧であり、受贈者に重大な落度が有るかまたは彼が不忠誠であるかの場合に、王はその恵与を撤回することができたとい⁽¹⁾う。尤も、これを撤回「權」と見るか否かについては疑問視されており、その批判には、一理あるようと思われる。⁽²⁾しかし、それはともかくとして、「注」で言及した如く「前述本文の①の注(2)参照」、プレカリアとベネフィキウム（恩貸地）（後では恩給地概念に變つて行くが）という二つの言葉は初めはほとんど無差別に用いられていたことについては異議がないようである。

しかしどロックによれば、この概念は、「プレカリアが賃貸借法から借用した諸要素を合体して、かなり厳密な輪郭をもつた契約に少しずつ作り上げられていくにつれて、この名は賦課租の支払いを条件として同意された土地譲渡に限られる傾向を生じ」、「これとは反対に、もつと漠然としており、同時に懇望の觀念を示唆しないでもつと名譽あるものでもあつた『恩貸地』という名辞は、領主の家に結びつけられた人に、特に家士のために、勤務の提供を条件として同意された一時的な譲与に好んで当てられ」るに至つたとい⁽³⁾う。いわば、プレカリア概念が、貢租支払（物的負担）を負担条件とする土地譲渡と、勤務（人的奉仕）を条件とする土地譲渡を意味するように分岐していったという。

2. ベネフィキウム概念の内容の変化＝教会財産との交錯

ここでドロックは、両者の区別を固定化したのが、カロリング朝のシャルル・マルテル（七一四—四一）時代の聖職者財産に対する俗人の浸食であつたとする。⁽⁴⁾その結果、「用益權を国王の家士に原則として一生涯譲与するよう強制された教会領から、司教あるいは修道院は、今後は若干の貢料⁽⁵⁾を徵集することになつた。そして（その用益權の享有によ

つて保証された)勤務は国王に対して行われた。従つて、教会から見ると土地は法的にはプレカリアであった。国王の従属者は国王からこの土地を『恩貸地』(＝恩給地＝ベネフィキウム)として保有したのである。⁽⁷⁾

ところで、この問題について、つぎの重要な発展の歴史的契機を提示するのは、今言及したカロリングガ朝の時期であるが、その契機を摘示するならば、カロリングガ期のかかる基本的発展過程で、まず「家土制」が「人格的従属の諸紐帶を増加させることにより、人間関係を複雑化」させ⁽⁸⁾、「それに加えて、恩給地(ベネフィス)が、これまた、カロリングガ期に所有地の組織を複雑化」化させていったことを挙げなければならぬとされている。そして「両制度はやがて結合して、封建制への道を拓く」という過程をとつていったとい⁽⁹⁾う。さらに「諸王令を参考すれば、カロリングガ期の恩給地は本質的に、終身的贈与として出現」したものともい⁽¹⁰⁾う。きわめて土地保有形態の観点からみれば複雑化した仕組が形成されてくることになる。そしてここに以前と異なる複雑な人的ならびに物的要素を含んだベネフィキウム概念が誕生してきたことになる。

3. ベネフィキウム概念内容の変化の契機

そこでいま少しくその複雑化の過程を明らかにするために、その概念内容の変化の具体的過程を概略的に辿ると、まず世俗権力の財政問題から、この問題は展開する。すなわち、軍備費調達の必要性の存在した時、王の財庫は枯渇していた。そこでフランク朝(あるいはカロリングガ朝)の「シャルル・マルテル(注、七一四—四一年)、ボパン短身(注、七五一—六八年)およびその後継者達」は、彼らの戦士衆に配分されるべき新しい土地を探すために、教会財産の一部に狙いをつけたのである。「教会は、この強要に譲歩はしたが、還俗化(セキュラリゼ)⁽¹²⁾された自身の財産の回復を求めて止まな」かつた。教会は運のよい場合には、部分的な補償を受けた。しかし、それらの財産の大部分は、俗人の占有のままであった。「しかし、これらの俗人にとっては、原理上では教会に対する一つの重大な譲歩が認められている。

即ち、王は、還俗化された財産は理論上は常に教会に属するものであることを認め」たのである。しかし、「教会は、王の切なる求めに応じて、それらを王の家士に、容仮的にかつ暫定的なものとして（ア・チトウル・プレケール・エ・プロヴィブワール）、譲与したのであり、これらの家士は以後教会に年賦金⁽¹³⁾を支払うことになる。」「これが『王の言語のもとに行われたるプレカリア』であ」つたという。「他方、この工夫の持つ暫定的な性格をもつと良く示すために、王は教会財産をその家士に、終身的恩給地として、従つて完全な所有地という形態をとらないで、譲与する。」このようにして、「教会の諸権利をともかくも尊重しつつ、時の必要に応じ」たものになつたのであるといわれている。⁽¹⁴⁾

以上がベネフィイキウムの概念内容の変化をもたらした契機のカロリンガ朝初期の過程であつた。

ところで、ここに「還俗化」という概念が使用されているが、その概念内容は前述の注（注(12)）に譲り、一言還俗化の契機に関して言及すれば、その点は諸説あり、しかもそれを整理する能力は私にはないけれども、とにかくもこの時期に大量の還俗化が行われ、その措置が法的制度的でなく政治的なものであったとしても、その後の封制度への筋道になつていつたことは事実であるように思われる。

4. 新たな非貢租形態の恩給地形態

ところでささらに、「カロリンガ家諸王」が、その還俗化した教会財産を自己⁽¹⁵⁾の家士に譲渡する場合に「終身的恩給地」という仕組を発見したことは、きわめて諸王にとって有利な仕組を見い出したことになつた。「今度は、自身固有の財産で恩給地を設定する場合にも、自身のためにこの制度を採用」した。「彼等は、その所有権を留保し、その用益だけしか譲与しなかつた。」かくして、「カロリンガ期の恩給地は、シャルルマニュの時以来、明確な一つの法的特徴を持つ」に至つた。すなわち、「所有者が絶対的な持主である自由世襲地とは対照的な」恩給地の仕組がここにできあがつたことを強調しうるといわれている。⁽¹⁶⁾

このようにして、「恩給地」は、「同一財産の上において二者の間で行われる、諸権利の分割を意味する」ようになつた。この意味では、「恩給地は、請取地（プレケール）と同じく、一種の保有地でありながら、その目的・性格を異にしてくる。ことに「恩給地形態での譲与者は政治的目的を追及」し、「彼は、彼の被保護者衆に満足を与える、その数を増加することに努める」ようになる。「目的のこの相違は、何程かの摸索の後、明確な術語の出現に行き着」⁽¹⁷⁾き、そして、「恩給地なる語は、やがて、自由人に對し貢租負担の付着なしで為される譲与に限られることに成」つたといふ。そして先に指摘した如く貢租支払（物的負担）を負担条件とする土地譲渡と、勤務（人的奉仕）を条件とする土地譲渡の分岐をもたらしてくることになつたわけであり、後者をもベネフィィキウム「恩給地」として把握されることになる。

5. 恩給地と家士制の結合

そこでマルタンは、この「恩給地と家士制との結合」という制度的仕組を作り出すことになつたという点に、この土地保有形態の特徴を見い出す。すなわち、「恩給地は、貢租負担の表示のない、純粹の恵与として出現」した場合、「恩給地の果実は、家士的な諸役務の負担を輕減する。」「躊躇していた人々も、いつの日にかは恩給地を取得しうるという見込みから、やがて、王の家士に成る決心をする。」「恩給地を家士に定期的に配分することは、統治上の手段と成る。家士制と恩給地との間に事實上の結合が作られる。精密な諸研究は、この結合は八世紀中頃に出現すること、そして、シャルルマニュの治世の初頭に實現したのが見られることを示して來た」と摘要する⁽¹⁸⁾。

ただここで留意しなければならないのは、この譲渡が一代限りでの譲渡であり、後に世襲性の確立によつて、その物的価値が中心となつたようなものではなく、主従の人的関係が未だ中心であつたという点である。「6.の箇所参照」。

6. 家士の人格の独立化と物的紐帶

しかもこの仕組の利便性から、「この制度は、王から豪族へと拡まつた。」そして、「家士は、彼が果たした諸役務を

主君に果たす限り、彼の人格的な独立という利益を得る。家士衆のこの家持化 (casamentum) は九世紀には準則となる。「家士制から展開する従属の人的紐帯に、慣行上は、恩給地として土地を譲与する」とから生じる物的紐帯が結合する。⁽¹⁹⁾

7. 恩給地の世襲性とその物的財産化

ところで、「この譲与は、その起源では、二重に暫定的であったように正に思われる。即ち、それは、原則として終身的であつて、譲受人の死亡によつて取り消される」ものであつたし、主君の死亡によつても取り消された。しかし「事実上は、恩給地としての譲与は（理論よりも）遙かに良く安定してい」た。それは、最終的所有権を譲与者が留保していた当然の帰結であつたといえよう。

しかしここに、この土地を相続する傾向が生じた。この「恩給地の事実上の世襲性は、家士制が同じリズムで更新されて行く限りにおいて、自然であ」つたとマルタンは説明する。⁽²⁰⁾ いわば、この「世襲性」ということが、主君からの家士の人的独立性を確保する契機になり、また他方、恩給地が人的要素から独立した物的財産として把握されていく契機を形成してくることになつたといえる。

8. 家士制との結合から封建制へ

そして、さらに少し時がたつと、この「事実上の結合」が一つの制度的関係とまでいえるように成熟し、その時点以後については、「最早家士制についてではなくて封建制について語られるべきである」ということで、歴史家の意見は一致して來た」という。⁽²¹⁾

ところで、本項は封建制そのものについて検討することが課題ではないが、聖俗裁判競合についても、封建制の問題が絡む以上、関連ある範囲で一言だけここで言及するならば、封建制といつても、ヨーロッパ全域が等質的にいわゆる

封建制度を敷いたわけではなく、地域差というものがあつたことを強調しておきたい。ことに北フランスで開花した制度である点が⁽²²⁾、その後の地域的世俗的権力の形成にいかなる影響を与えたかを見る上で考慮せねばならぬ点であろうし、また、些か大雑把に捉えるならば、イギリス、フランス、ドイツ（神聖ローマ帝国）のその後の世俗権力の展開の相違に、一定の有意の要因を形成することになつてくるのではないかという問題意識をもつていることを付け加えておきたい。⁽²³⁾

α 「封概念」

そこで、ベネフィキウム概念の代わりに封概念が出現してくる点について、もう少し説明せねばならぬかも知れないし、この点必ずしも従来あまり重視されてこなかつたように思われる。尤も「封」という概念は、当時の口語的用法であり、厳格な概念規定をもつた概念ではなかつた。しかも、この封という日常用語が、ベネフィキウム概念と交替していく過程については、本筋から離れる傾向があるので注でもつて説明しておきたい。⁽²⁴⁾

β 「家士概念から騎士概念へ」⁽²⁵⁾

ところで、ベネフィキウム概念から封概念へと用語使用が変わつたことは、その仕組の本質には大した変化をもたらすものではなかつたが、この仕組の一端を担う家士層に変化が生じてくる。それが家士概念から騎士概念へということである。この問題は、ベネフィキウム概念の変遷と直接関係がないよう見えるかも知れないが、家士制から騎士制へ変わることは、社会体制の上で無視できぬものがあり、それがまた間接的にベネフィキウム概念の変容に影響を与えてきているように思われるからである。そこで影響のあると思われる範囲で言及することにする。

家士制についてはすでに言及した。「前出iiはしがき注(2)、本号三五頁以下参照」。これに対し、騎士制は一二世紀が「騎士の時代」といわれる程に、社会の中堅階級になつてくる。尤もイギリスにおいては、国会に参加したり、陪

審を構成するのに騎士階級が重要な役割を演じてくることは周知の事実であり、そこにイギリスの特殊な騎士層が生み出されてくるが、その点は後述する。⁽²⁶⁾

γ 「ベネフィキウム概念の変質＝給与概念】

先にも言及した如く、封あるいはベネフィキウム概念は土地所有形態でのみ恵与されるものではなく、時代と共にいろいろの形態の封が存在するようになる。ことに貨幣経済の発達に伴い、その形態には多様化がみられる。

例えば、ジョラールによれば、封は、「自由地と同様、さまざまな形態をおびていたのである。」「ローベール・ポートルシュが『封の具体的形態』と呼んだものは、その規模の順に、つぎのように分類することができる。」といふ。

① まず「頂点に立つのは、封臣王国である。これは極端な事例であり、たいていの場合、偶然の產物である。」「リチャード獅子心王が自分の王国を帝国に服従させるのとひきかえに釈放してもらつたのが、その実例である。」

② 「つぎにくるのは領封で、これも封として国王により直接保持されている。」

③ 「名譽封もまた、国王によって直接保持され、その支配はアングロ・ノルマンの陪臣（ヴァヴァースール〔=vassal〕）にまで、すなわちかなり身分の低い従属民の封にまで及んでいる。」

④ 「そこから先では、封はまったく多種多様な形態をとる。」「たとえば、タイユ税、纂奪された十分の一税、貨幣貢租、現物貢租、ミツバチ、ハイタカ、領主の館に付属する森、ハヤブサなども封となるし、また裁判権や港の収入、通行税なども封となるのである。」

⑤ 「ここで重要になつてくるのが、貨幣封、すなわち、年金形態である。すなわち、「貨幣は、封からなる年金（もしくは貨幣封（フィエフ・ド・ラント）を介して、主従関係のための重要な道具となる。この場合の封は、土地にまったく基礎をおいていない。」

⑥「国王や貴族は、自分の流動資本にもとづいて、土地をもたない騎士や兵士、さらにはスパイの軍務に報酬を支払う。つまり、あらゆる序列の封が存在するのである。」ここでは、全く貨幣形態による給付が封概念の内容をなしていくことになる。

ところで、このような封概念は、一二世紀末からその変化が顕在化する。すなわち、「一二世紀末からは、ある程度の成功をおさめていた封の制度が変化しはじめる。」「代償としての奉仕をともなわない封である自由人封（フランク・フィエフ）が発展していく一方で、ブルジョワたちでさえ、軍事的義務を免除されつつ、それを獲得することができるようになる。」「また、ますます貢租地（サンシーヴ）に似てくる封土もある。ブルジョワの封が発展するのである」という。⁽²⁷⁾

あえて、かかる封の変化にまで言及したのは、本項は、土地所有をめぐる聖俗裁判権の競合関係を具体的に見るためであつたが、ベネフィキウム概念の内容が規定されぬまま多義的に概念使用されているために、土地所有に係わるものと然らざるものを見分せんがためであつた。

(1) マルタン、前掲「五九項 カロリング期の恩給地の起源とその構造」一二九頁。

(2) シュトゥッツ、前掲七四一六頁、訳注⁽³⁴⁾。私も、この時点で、今日の法概念としての「撤回権」概念を適用しえないことはいうまでもないし、さらに、法的次元というよりも政治的次元において生じた現象ではないかという印象を抱いている。

(3) ブロック、前掲『封建社会1』一四九頁。

なおここでブロックのいう「恩貸地」概念について触れておきたい。新村訳で「恩貸地」と訳しているが、原語はベネフィキウムである。私がカロリング朝以降「恩給地」として記述しているものと同じである。

(4) ブロック、前掲一卷一五〇頁。

(5) ここで「賃料」の訳を付している点は、後出注⁽¹³⁾を参照。

(6) 塙訳の「用益権」についても検討を要するようと思われる。今日の私法体系の中における「用益権」として把握される恐れがあるが、当時においては、統治関係からみた人的関係を混入させて、その土地を使用させるという仕組みに関する概念があるので、その訳に工夫が必要かもしない。

(7) もともとカロリンガ王朝の下で、貴族が職を保持する限りで国王の貴族に保有された土地の恵与であるところの説もある。貴族に限定されるのが否かは現在の私には詳かではない。Constance B. Bouchard, in Medieval France—An Encyclopedia, ed by W. W.

Kibler & G. A. Zinn, 1995, p. 109.

(8) いの意味は、恩給地の授与者が、被授与者からまた借りる形態がもたらす複雑さ、その仕組がどのように運用され、被授与者が複数の授与者との関係を持ちうるまでになる複雑さなどが含まれていることを意味する。

(9) マルタン、前掲一二九頁。

(10) マルタン、同前。いに「根本的な一変化が生じたものと、通常認められている。」敷愆すれば、イギリス法における後の生涯権付土地保有権（あることな estate for life 生涯不動産権）の設定に類する形態がいにで発生していくことになる。

(11) マルタン、前掲一二九—三〇頁。この点に關し、「アルンナが明確にした、そして、若干の修正を別にしてともかく一般に今日受け容れられている、古典的理論は、どのようにこの変化を説明しているか」をマルタンは見てい。すなわち、

「カロリング家治下で戦術上生じていた、そして、騎兵隊の大幅な普及へと導いて行つた変化については、既に述べた。それは、今日では最早ブルナン説に従つてアラブ人侵入に帰せられる」とはなくて、もとと一般的な諸原因に帰せられている。」

「ともかく、自身が騎兵の装備をするためには高額の出資を余儀なくされる自由人衆は、王の援助を受ける必要に迫られる。富者衆でさえもが、補償を受けることを密かに喜ぶ」。「しかし、王の財庫は枯渇している。」「シャルル・マルテル、ペパン短身およびその後継者達は、彼らの戦士衆に配分されるべき新しい土地を探すために、既述のように、教会財産の一部に手を着けることを躊躇わなかつた。彼らは抽象的な一原理に縛ることをしない。彼らは、一段と大きな実力と、彼らが異教徒衆からキリスト教の利益そのものを、援用したに過ぎない」という。

(12) ところで、還俗化の手段については、マルタン、前掲五三頁以下「三〇項 還俗収用」、五四頁以下「聖堂の私有化」参照。君主は、「保護」を理由に、その主なもの一つとして「空座諸財」を「保護」することを理由に、その空座期間の果実の収益をはかり、その空座の推举権を行使して、自己の親族・友人を推举し、その財産の還俗化をはかったといわれる。端的に表現するならば、教会財産の私物化と、聖職禄の私用化がはかられたことになる。そして、フランク時代にこの仕組は進行したようである。なおここで「還俗化・世俗化 Säkularisation」という概念に触れておかねばならない。この言葉は多様に用いられ、後の政治権力の世俗化の場合も使用される。たとえば、宗教改革の時期あるいは市民革命の時期の教会権力からの解放の意味にもしばしば用い

られている。しかし、こので使用する概念は、それとは全く異質のもので、一旦世俗者が教会等へ恵与した財産を一定の条件の下で取り戻すことを意味する。ショトウツ、前掲「私有教会」七四一七六頁注(34)、ミツタイス＝リーベリッヒ、前掲一二八頁参照。

(13) 注(5)で「賃料」として捉えられたものが、このでは、年賦として捉えられている。そこで、その原語 rent の訳語について一言触れておきたい。

rent (英)、rente (仏)、Rente (独) の訳は訳者によって異なるので当惑する言葉の一つであるが、同時にまたそれだけ多義的な内容を含んでいるように思われる。このでの年賦金は、他の箇所では年金と訳しているものもあり、また、定期金と訳しているものもあり、また、事案によっては地代と訳される場合もある。同じ語源で、ラテン語の reddere [=go back 返す] に由来するもののようである。

(14) マルタン、前掲一三〇頁。

(15) マルタン、同前。この制度が、世俗権力者にとって、究極的に聖俗含めた支配権を握っていく物質的基盤になつていくことになる。

(16) マルタン、前掲一三〇—一頁。

「このようにして、カロリング期の恩給地は、シャルルマニュの時以来、明確な一つの法的特徴を持つ。」「それは、所有者が絶対的な持主である自由世襲地とは対照的なものである。」「大物、例えば伯が、自身の諸種の財産を枚挙する場合、彼は、彼の祖先達から到来した財産、即ち、彼が自由に処分しうる自由世襲地と、王の気前良さのために恩給地として自身が保有している財産とを区別する。或る恩給地の権利者はそれを用益者として『用益権者風に』享有する。彼はその果実は処分しうるが、その本体を毀損も譲与もしない。これに違背するときは、その譲与の即時撤回という制裁に服する。」

なお「自由地 Alleu」概念については、ジエラール、前掲一六〇—一頁参照。

(17) マルタン、前掲一三一頁。

「このようにして、恩給地は、同一財産の上において二者の間で行われる、諸権利の分割を意味する。」「この意味では、恩給地は、請取地（プレケール）と同じく、一種の保有地である。しかも、請取地は、七および八世紀には往々にして『ベネフィキウム』に数えられている。また恩給地は、恰も大土地所有者によりその所有の住民衆にたいして為された土地譲与のような一種の保有地である。」「しかし、この二種の保有地には、その目的の点で著しい相違がある。」「即ち、請取地形態での譲与者ないしは大土地所有者は、自身の土地から最大量の物的利息を引き出すことのみを求める。彼等は可能な限り大きな利殖を行うことに努める。彼らは一つの経済的目的を追及する。」「これに対して、恩給地形態での譲与者は政治的目的を追及する。即ち、彼は彼の被保護者衆に満足を与える。」その数の増加することに努める。」「目的のこの相違は、何程かの摸索の後、明確な術語の出現に行き着く宿命に在った。そして、恩給地なる語は、やがて、自由人に対し貢租負担の付着なしで為される譲与に限られることに成る。」

恩給地とプレカリア「請取地」との違いを前者の「政治的目的」の追及に求め、被保護者「実体は戦士」の数を増やすことに狙いがあつたことの指摘は、ここで留意しておく必要があろう。

先に、日本と西欧の封建制の比較について、ブロック、ウェーバーの評価を紹介したが、それらの見解に対し、封建制の特徴を從者の数に求める見解があるからである。マルクス、『資本論』、第一巻第七編第二四章「所謂本源的蓄積」参照。

これに対し、ジエラール、前掲三〇五一八頁。「封建制（封建主義）」では、まず概念の混乱を指摘し、「他の諸概念と同様、封建制という概念は、中世よりずっとあとの時代の産物であり、「さらに言うなら、よくわからない時代の言葉の基礎を据えるのに貢献した数世紀（一六世紀から一九世紀にかけて）が、この言葉をめぐる諸概念の混乱にも相当関与しているのである。」「封建制の解釈は、マルクス主義の登場とともに非常に大きな広がりをもつようになる。」「そこではもはや、一九世紀の他の歴史家たちが提示したような一つの統治形態は問題とされず、生産様式が、生産関係のシステム（階級間での）が問題とされ」る。そこで「マルクス主義の歴史家たちは、さらに、封建制よりも封建主義について語ることの方を好む。」「封建制という言葉の誕生時における誤解と、そのあとにつづく誤用は、この言葉の乱用を助長することになった。」「封建主義は、中世の生活様式や思考様式を一括する言葉となり、フランスのアンシャン・レジームに適用され、ヨーロッパ以外の地域にまで、適用されるようになる。日本の封建制もその一例である」という。

この点のは是非を語る資格は今の私にはないが、概念が後世に樹てられ、その概念で当時の現実をどう捉えるのかという問題は、何時の場合にもつきまとだけに、ここでも留意しておく点として、あえて注記しておいた。

(18) マルタン、前掲一三二頁「六〇項 恩給地と家士制との結合」。

「恩給地は、貢租負担の表示のない、純粹の恵与として出現する。」

「王は恩給地を自身によく仕える者共に与える。しかしながら、これらの良き役務者の主位には、王の家士衆『vassi dominici』がいる。彼らは王に、無条件に仕えることを約した。彼らには、君主の良き愛顧と保護とを受けるだけで満足なのである。」「しかし、恩給地の譲与は、彼らには好ましいもの以外の何物でもありえない。即ち、恩給地の果実は、家士的な諸役務の負担を軽減」したからであるとする。そこで「躊躇していた人々も、いつの日には恩給地を取得しうるという見込みから、やがて、王の家士に成る決心をする。」

そして「恩給地を家士に定期的に配分することは、統治上の手段と成る。家士制と恩給地との間に事実上の結合が作られる。精密な諸研究は、この結合は八世紀中頃に出現すること、そして、シャルルマニュの治世の初頭に実現したのが見られることを示して來た」という。

なおブロック、前掲『封建社会1』、一三二頁以下、「2家士制と封土」、ミッタイス・リーベリッヒ、前掲一二六頁以下、ことに

一二九頁参照。

(19) マルタン、前掲一二九頁。

「*」の制度は、王から豪族へと拡まつた。」「それは以下の如くである。」「豪族自身もまた、彼が保護と援助とを与えてやらねばならない家士衆を持つてゐる。」「王の恩給地の法的手本に倣い、土地を恩給地として譲与する。家士はこのようにして『家を持たされると』(casatus)。即ち、彼が享有する所領に住わせられる。つまり、彼は一つの家内的地位を持つことを止める」(傍点筆者)。*

「家士は、彼が果した諸役務を主君に果たす限り、彼の人格的な独立という利益を得る。家士衆のこの家持化(casamentum)は九世紀には準則と成る。」(傍点筆者)。「家士制から展開する従属の人的紐帶に、慣行上は、恩給地として土地を譲与する」とから生じる物的紐帶が結合する」という。

またミッタイスリーベリッヒ、前掲一二九頁以下では、以下の如く述べている。即ち、「*」の結合は事実の領域の問題ではない。中世になつてもなお、レーインをもたない家士もあり、家士以外の者の保有する恩給地もあつた。」「根本的な新要素というのは、まさに家士の保有する恩給地というものについて、ほぼカルル大帝の時代ごろから、完全な体系をもつ一連の法規範が、すなわちまれにレーイン法なるものが、成立したということであり、だからこれは一つの法的な総合にほかならない。家士制と恩給制とは相互に制約し合い、家士制がレーイン存立の法的根拠(causa)とみなされたのである。人的な義務がレーイン制的関係において指導的な地位を占めた」と。そしてまた、「西ヨーロッパではこの関係はその後も引き続き維持された。ドイツとイタリアとでは因果関係が逆転しレーインが人的勤務の法的根拠となつた。封臣はもはやレーインを獲得せんがために勤務するのではなく、(すでに受領した)レーインによつて、単に pro viruibus feudi (レーインの効力として) 勤務するにすぎず、封臣の責任はもはやラレーインに集中され、レーインを放棄することによつて彼は(主君に対する)勤務と誠実とを免れることができるに至つた。このことは封主権が著しく弱められたことを意味する。レーイン法は『物権化』“verdinglichen”されたのである」という(傍点筆者)。前掲一二九—三〇頁。*

ただこれを「物権化」と訳すには疑問がある。村上淳一は、ギールケ論を展開したとき、「ギールケの構図の、同様に『近代的』な性格は、人的ゲノッセンシャフトないし人的ヘルシャフトの物的(dinglich)なそれへの転化、すなわちいわゆる『物化』(Verdinglichung)を論ずる箇所においても明瞭に示される。」として、「物的」「物化」の語を使用している。村上淳一、『ゲルマン法史における自由と誠実』、東大出版会、一九八〇年、一五七頁。尤も、*」*の「物化」という概念も当時なお複雑な要素を含んでいたので、今日的概念として用いられる概念を連想するのは些か危険を伴うようと思われるが、そのことを踏まえて使用せざるをえない概念かとも思われる。

(20) マルタン、前掲一二九頁。

「事実上は、恩給地としての譲与は（右の理論よりも）遙かに良く安定している。」「王や豪族は家士衆を必要としていた。」「恩給地の事実上の世襲性は、家士制が同じリズムで更新されて行く限りにおいて、自然である。」「主君が死亡したときは、その相続人は、もし父の家士であった者が自身の家士に成ることに同意をすれば、喜んで改めての譲与に同意するであろう。」「同じく、もし家士が死亡するときは、その相続人は、その主君に家士として仕える覚悟が有ることを表明するであろう。」「そして、通常は、その相続人のために、恩給地としての譲与は更新されるであろう。」

「かつては恩給地の相続性を確立したものとして考えられていた八七七年のキエルシ＝シュル＝ワーズ王令が生まれたのは、こののような観点からすれば、甚だ簡明かつ甚だ自然である。即ち、この王令で、王は、一個の一般的な準則を制定している訳ではないが、彼の家士衆の全面的協力を得ることを熱望して、もし彼らが、今や起こされようとしている〔イタリアへの〕出兵で殺害されるなどが生じたときは、彼らが享有していた恩給地を王は彼らの息に譲与する旨を約しているのである。」

(21) マルタン、前掲一二二頁。

封建制概念の混乱については既に注(17)のジョラールの指摘を紹介したが、前述の如くオットー・ブルンナー、『ヨーロッパーその歴史と精神』、Otto Brunner, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, 石井・石川・小倉・成瀬・平城・村上・山田訳、岩波書店、一九七四年。〔※「封建制」—その概念の歴史について〕一九〇頁以下参照。「封建制 (Feudalismus, Feudalität, Lehns-wesen) むよばれる諸現象を研究する歴史家は、おやゆひてマルク・ブロック (Marc Bloch) の『封建社会』、フランソワ・ガヌスホーフ (François Ganshof) の『封建制とは何か』(*), ヘインリヒ・ミッテイ (Heinrich Mitteis) の『封建法と国家権力』や『中世中期の國家』むしろた書物を手にとるであろう」といわれている。【*ガヌスホーフ、『封建制とは何か』François Ganshof, *Qu'est-ce que la Féodalité?*】(前出三五頁注(2)、もくじ因一一一頁)。

(22) 井上幸治編、『フランス史』、前掲八五頁。ただ封建制としても、その概念をどう捉えるかで結果が異なつてくるについては既に度々論及している。例えば、「カタイスクリービヒ」前掲一二五頁では、「封建制は普遍史的な現象である。すなわち、国家が一特に自然経済と原始的な取引関係との時代に—中央集権的に統治されえないほど肥大したような場合、封建制はかかる場合に生じてくる一つの成長段階を形成するものである」としている。だが他方、封建制の要素をなす「ルーハン制」については、その地域的特殊性を強調している。とくに前掲一二四頁、二六六頁以下。

その捉え方の多様性の指摘について、増田四郎、『西欧市民意識の形成』、講談社学術文庫、一九九五年、三五頁以下参照。中村勝己、『世界経済史』、講談社学術文庫、一九九四年、一二〇頁以下参照。わが国でも封建制度については多くの論稿があることは承知しており、また本稿においてもブロックの『封建社会』であるとか、ピレンヌの『ヨーロッパの歴史』等に言及してきていることより、けつしてその論争の底の深さを軽視しているわけではないが、本稿の目的から、イギリスの特殊性の評価に関して基準になりう

るものを利用させてもらつていることを断わつておきたい。

なお封建制の展開について、モーリス・キーン、『ヨーロッパ中世史』、前掲四〇一一頁の叙述は、この制度の普及の契機を外敵の侵入に主に求める。他の著述よりも、その契機に触れるところが多いので、その適否は、歴史家法制史家に委ねるが、ここで引用しておきたい。

「この（恩給地と家土制の）融合の中から、封建制度というものが誕生した。」「この原型が完成した場合は、西フランク諸王の祖国、即ちライン河の西方、ロワール河の北方にある土地であった。」「ヴァイキングその他蕃族侵入の時代には、地方防衛の必要は焦眉の急であつて、巡回政治を行つていた王にはとても手が回りかねる仕事であつた。だから住民としては、現地に莊園を持ち、迅速に手兵を動員できる直臣のヴァサールに生命財産の保護を託する方が、王をまつよりはるかに安全保証であつた。」

「こうした家臣たちもやはりまた、自分自身が各種の緊急問題を抱えていた。」「彼等は、だから、自分は有利な条件でない限り保護の手をさしのべてやろうとはしなかつた。彼等がいちばん必要としたことは、わが身とわが莊園を守るために十分な家来をもつことであつた。」「保護を求めて行つた人々は、自分の家来つまりヴァサールのヴァサールになれと言われるのであつた。」「ということは、保護を求めた者はわが莊園を相手の保護者に差し出してこれを領主と仰ぎ、一見差出したわが莊園を改めてこの領主から恩賞【注、恩給】として下賜してもらうといふ手続きをふむ必要があつたのである。」

「旧領の占有権に変わりはないが、保護を頼んだ上位のヴァサールに臣従するのであるから、臣従の誓いを破れば旧領を失うおそれが生じたわけであつた。」しかし、「北方の伯（コント）は、その公的地位のおかげで、その勢力とその身分は地方では重きをなしていただから、保護を求める方の眼からみれば、主人として選ぶには、伯こそが最も手近でかつ最も望ましい相手であつたのである。」「保護依頼者があてにしていたのは『伯』という官職ではなくて、彼の戦力であつた。」「こうして伯は、自分の地位が大いに人々に高くみられていることに気がつくのであつた。」「いまや彼は、単なる王の代理人としての裁判官【拙注、訳には疑問】の官職に留まるだけの人物ではなくつた。」「『伯』は、その管轄州内における小さな『王』となりつつあつた。」「こうして伯たちが、王室官吏としての権力と、家臣を召抱えた大土地所有者としてのわが権力との区別を忘れ、その双方が一本のわが権力の一面もしくは部分であるかのように考えはじめたのも、自然の勢いであつた。」（傍点筆者）。「こうして古来の伯管区の境界に変化が起りはじめた。」「伯が、王や先祖から委任または遺贈されていた本来の地域に加えて、彼に臣従してきた新米の家臣の領地までが、新たに伯の下に加わり、伯の領地と裁判管轄範囲とが拡大して行つたのである。」

以上が封建制という新しく強力な貴族社会が出現してくる過程の概要であるとする。

(23) 諸地域で異なる点については、モーリス・キーン、前掲四三一四頁。

「封建制度は全ヨーロッパを通じて同じものであつたかの如く言われている。」「しかし、一言明らかにしておかねばならないこと

は、これまで述べてきた状況は、単に北部フランスだけに関する一つの典型である。」「ノルマン人やフランス人の征服行の結果、これとよく似た制度が、イギリスに、南イタリアに、シチリア島に、そして十字軍がつくったエルサレム王国に定着した。」

「これらの地ではフランスに似た発展がみられたが、それらは決して同一の組織構成ではなかった。」

「北イタリアと南フランスとは、侵略の被害がほかよりずっと少なかつたから、後期ローマ時代以来のアロディウム（絶対私有領「アロッド」）莊園が多く、その所有者の多くは決して家臣にはならず、また侯にしても、本来のフランスにおける同類のような強力な地方統制力を握るには至らなかつた。」

「特にドイツ（東フランキヤ）では、事情の経過が西フランキヤとはちがっていた。ドイツ人の多数はローマの行政を知らず、それに、九世紀末に北欧人とマジャール族（ハンガリア）が侵入を開始して危機が迫った時点では、まだカロリング朝の制度も半ば定着していたにすぎなかつた。」（傍点筆者）。「バイエルンとかシュヴァーベンといったゲルマンの大部族国の首領たちは、フランク帝国の伯たちとはちがって、まだ広汎かつ明確な行政権を身につけていなかつた。」「その結果、彼等は、自領内に住んでいる土地所有者たち、特に宗教界の土地所有者に対しては、宗主権らしいものを持つてはいなかつたのである。——フランスでは当時、伯さえもそれを持つていたのである。」（傍点筆者）。

「であるからこそ、オットー朝の諸王とその後継者たちは、境界要職者の任命権を握り、これに諸侯の領内にある諸州を寄進した形で委任統治を行わせ、この方法によって実質的なオットー朝霸権維持の実をあげることができたのである。」

「オットー一門の聖職者は、王室のミニステリアーレス〔近衛兵〕によつて護られていた。この兵士たちは、土地を持たない農奴出身の人々であつたから、自由な家臣たちよりもはるかに主人との結びつきは強かつた。」

「以上が、蕃族侵入の危機の中からドイツ諸王が強く立ち上がつた理由であつて、同じ種類の侵略に遭つて無力化した地方分立状態の西フランクの諸王とは著しい対照を示しているのである。」

「しかし、このようなドイツとフランスの対比を極端に押し進めて考へてはならない。」「西フランキヤの諸王と同様に、ドイツの諸王もまた、最終的には、私的な絆と忠誠の誓約によつて臣従を誓つた家臣たちの持つ地方的影響力に依存していたのである。」「どの国も、組織的な中央政府があるなどと自慢できるような姿ではなかつた。」「両国ともに、その最後の頼りは、城を築く実力を持ち、周辺を防衛するに足る十分な戦闘要員を維持しうる力を持つ人々であつた。」

「一一世紀のドイツは、たしかに、フランスとは社会条件を異にしていたから、眞の潜在能力を備えている人々の層もまた、フランスとはちがつたグループの人々であつた。」「彼等は伯（コント）ではなく、俗界と聖界の大領主たちで、この人々は広大な自由莊園、アロッドを支配していた。」（傍点筆者）。

「しかし、一一世紀末の危機に對処しているあいだに、彼等は次第に自己の力量を自覺するようになつて行つた。」「それは、ドイツ人の皇帝たちが、大領主たちを押えておくための組織的かつ信頼しうる方法を發見する以前のことであつた（オットー一世が考へ出した政策については前述した）。だから、ひとたび大領主たちがこの自覺を持つと、彼等はフランスのバロンたちに劣らず御し難く強力な存在となつたのである。」

ドイツ・フランス地域の違いに関するわが国の研究状況については、前沢・大江・半田・松本・渡部・佐藤、『文献解説—ヨーロッパの成立』、南窓社、一九八一年、一六八頁以下参考。

なお各国の封建制については、増田四郎、「ヨーロッパの成立」、（井上幸治編、『ヨーロッパ文明の原型』）、前掲三二五頁以下。
非封建的大土地所有については、熊野聰、「北欧の世界」、（佐藤・早川編著、『西欧中世史〔上〕』、前掲所収）二五一頁以下参考。

(24) Constance B. Bouchard, in Medieval France—An Encyclopedia, ed by W. W. Kibler & G. A. Zinn, op. cit., p. 109. 「王国と教会がそれによって彼らの友人の奉仕に報いることなく、ネフライスのシステムは、一〇世紀と一一世紀の間にわるより私的な取り引きの普通の部分になつた。」「一一世紀中葉まで、ベネフィキウムは殆どの場合、封と区別がつかなくなつた。封は、貴族騎士が貴族領主から、土地に対する忠誠誓約を約束し遂行する限り、相続権によつて恒久的に保持した。」「ベネフィキウムとフェデュム（封）の語は互換的に用いられるようになつた。」（傍注筆者）。

さらにマルク・ブロックは、前掲〔『封建社会一』〕一五〇頁で、ベネフィキウム〔訳者は「恩賃地」と訳している〕という言葉と封という言葉の係わりについて、次の如く指摘していく。

この語は、「勤務、特に家士の勤務と交換に譲与された土地を表わすために一二世紀中葉まで文書部（拙注、私は「書記局」と訳してきたが、「尚書部」等の訳語もある）や年代記作者のラテン語で用いられていていた。」「託身者（commendatus → commendatio）というような真に生きてこる法律用語とは違つて、ベネフィキウムという単語は、ロマン諸語にはいかなる派生語も残れなかつた。その証拠に、この語は聖職者が好んで用いる追憶に満ちた語彙のなかには、後になつて姿を見せたが〔ベネフィキウム＝聖禄〕、話し言葉ではずつと前から別の言葉がとつて代わつていた。封建時代を通じて、恐らく早くも九世紀からフランスの写字生はbeneficium〔恩賃地〕と書いた時、《fief》〔封土〕を考えていた」という。

しかし、封の語意に触れる前に、ジエラールの封に対する性格づけについて、一話題及することが、この問題を考えるに当たつては有意のように思われる所以それを紹介しておく。ジエラール、前掲二九九—三〇一頁、「封（封土）の項」。すなわち、彼は、まず「封」概念の不明確さについて次のように指摘する。「封は、かつて中世をもつとも代表する概念であるとそれでいたが、たぶんそうではないであろう。」「かゝとの評価は、制度史の優越や、ガンスホフの著作のような諸書の成功によるところが大きい。」しかし、「歴史家は、近年の地域研究の成果にもかかわらず、中世社会における封の役割の再検討に苦労しているようである。」「封は、たと

えヨーロッパ全土に存在していたとしても、長続きしない、そして意図もはつきりしない形でしかその社会に関係していない。」（傍点筆者）。「封がもともと普及した時代であった一一、一二世紀においてもである」と。そして、これまでの歴史家の封に対する評価が過大であつたことを指摘する。すなわち、「一三世紀初頭、はやくも封の重要性は失われる。不鮮明で不統一なその形態は、移ろいやすかったのである。領邦や王国の構成要素の一部をなしていった封は、やがてその公権力に養分を食いつくされ、飲みほされてしまう。」（傍点筆者）。そして「封に対し過大な重要性が認められてきた」とついて、ジャック・ルードガフは、『歴史的誤謬』であると断言してはばかりない。」

だがジェラールは、それであるからといって、封になんらの役割がなかつたわけではないとする。「封が何の役目もはたさなかつたわけではないことも確かである。」「封の描き出す現実は、封の性格や内容によってもさまざまに異なるが、中世の社会の変化に応じてもさまざまに移ろうのである。」そしてその流動的な性格について、「その発展のなかに、より正確にはその誕生のなかに姿をあらわす」という。

そしてそのうえで、ジェラールは、「封」という語についてその語源に触れる。「封という言葉は、土地の譲与や、譲与された土地自体を指し示すようになる以前から、それ自体が長い歴史をもつていて、」「史料のなかに『feo』という形で登場するこの言葉の語源はたぶん『家畜からなる財産』であろうが、それは対価として授与される財産の意味を暗示していたとも思われる」と。

そこで再びブロックのこの語源に関する指摘に戻ることにする。ブロックは、ラテン語圏の用法とゲルマン語圏の用法について次の如く述べる。すなわち、

「ロマンス諸語の語形よりもラテン語による表記法に関してやはり若干の音声学的難点があるにもかかわらず、この有名な語詞〔封（フェヒ）〕およびその一類の諸単語〕の歴史は、はつきりとしている。」前掲一五〇頁。「古ゲルマン諸語はすべて遠く遡ればラテン語の *pecus* 「家畜」と親縁関係がある一つの単語をもち、その単語は地域語の異なるに従つて、ある時には動産一般を、ある時には動産の最も貴重な形態として最も広く普及していたもの、すなわち家畜を指すのに用いられた。」「[現代] ドイツ語は、この言葉の第二の意味を忠実に守つていて、今日でも、「家畜を表わすのに」 *vieh* と書いている。〔拙注〕*Vieh* の原意は *Schaf*、すなわち、羊であり、英語の *fee* と同じ」ガロ・ロマン語はゲルマン人の侵入者からの言葉を借用して、*fief* (プロヴァンス語では *feu*) という言葉をつくった。」「最初は、この言葉の伝統的な意味である動産という意味をこの語にもたせるためであった。」「この意味は十世紀初頭までのブルゴーニュの種々様々の証書によつて検証される。」例えば、「ある人物が土地を手に入れたとしよう。価格が通常の貨幣基準によつて定められた。しかし買手はこの金額を通貨の形であつていいので、当時一般に行なわれていた慣行に従つて等価値の現物で支払う。」このことを史料は次のように表現する。『われわれは貴下から何リブラ、何ソリドウス、何デナリウスの価値があると評価された *feos* で所定の代価を受取つた。』（傍点筆者）。「他の史料との比較によつて、通例は武器、衣服、馬、

時には食糧が支払に用いられたことが分かる。」「これは主人の家で扶養され、あるいは主人の手で装備される従者が受け取る配分の品と大差なかつた。その場合にも、feos と書つていたことを疑わないようによろ。」一五〇頁。

「しかし、ローマ支配下のガリアではもはや誰にも理解できなかつた諸言語から派生したものであつたし、ついでもともとその單語の掩体となつていていた語彙全体とのあらゆる関係を断ち切られていたから、この feos という語は、語源的内容から容易に逸脱するゝことになつた。」一五〇—一頁。

「この語が日常的に用いられていた領主の世帯員の間では贈物の性質が動産であるか不動産であるかには今後注意を払わずに、もはや給与という意味しか残さない習慣が生じた。」

「ついで土地が少しずつ家土的な正規の給与となつたので、正反対の意味から出発したこの古語が他のあらゆる給与形態を排除して、終にこの形態のみを指すために専ら用いられることになつた。」

「これらの家土的なまた土地的な封に関して、書かれた史料に現われる最古の例は九世紀の最後のものである。」

「言語上の純正主義にもつと配慮していた、ブルターニュと北フランスとブルゴーニュとの文書部は、一〇〇〇年前後に初めて、この点において日常語の圧力に屈した。」「しかも、それは、初めのころはしばしば、ラテン語の単語をすべての人に理解させることが目的とする注解の地位に民衆語を引き下げる」とよつてであった。すなわち、《俗語では封土 (fief) と書われる恩貸地 (beneficium)》と一〇八七年にエノーのある法律文書は書つてゐる。」一五一頁。

「一方、ゲルマン語を用いる地域では、もつと高貴な意味を排除して Vieh が家畜という意味を残していた。」「確かに、証書の用語は何の支障もなく、ガリアの公証人たちから、彼らがロマンス諸語の封土に巧みにも「表わすのに」充てたラテン語の敷き写しの一・二を借用した。「それらのうちで最も広く用いられていたのは feodum で、それは、カペー王朝の文書部にもドイツの文書部にもなじみ深いものであつた。しかし、日常的な現実をあらわすために、俗語は固有の単語を必要とした。勤務を負う人が享受するよう配分された土地は原則として暫定的なものであるので、このような土地は、一時的に譲るとか貸すとかという意味か、よく普通の動詞から作られた名詞によって示されることが習慣となつた。」「封土は貸付すなわち Lehn であつた。しかしながら、この Lehn という語とその非常に広く極めて生き生きと使用され続けた語幹 [leih] との親縁関係が、つねにはつきりと感じられていたので、レーンという語は、この語に対応するフランス語ほど完全に特殊化されることはないが、少なくとも民衆が使用する場合には、引続き Lehn はあらゆる種類の土地譲与に適用された。借用語が他のすべての単語よりも容易に新しい明確な術語的意味を取ることは誠に明らかである。」(傍点筆者)。一五一頁。

ちなみにベネフィキウム、フィーフならびにレーンの概念関係について触れて、さらにブロックの解釈も紹介しておこうとする。「この種々の同意語が表わそつとしていたものは、要するに、あわめて明瞭な一つの概念であつた。それが本質的に経済的な

概念であつたということを誤らないようにしよう。」「封土とは、基本的には、支払いの義務——この義務が時どき介入したとしても、それは副次的に過ぎなかつた——と交換にではなく、行為の義務と交換に譲与された財産を意味していた。」

「一層正確に言えば、封土が存在するためには、勤務がその財産の主要な負担を構成するだけではなく、その勤務の職業的専門化と個人化という極めてはつきりした要素を伴うことがさらに必要である。」一五一—二頁。

「場合によつていろいろ違う協定ないし伝統によつて定められた極めて特殊な性質の勤務の提供をこのように義務としている保有地は、何よりも給与という性格によつて、一言で言えば、給与としての保有地であると規定された。」一五二頁。

「面積も性質も非常に異なり、取るに足らない村落の長、料理人、多数の農民の領主でもある戦士、伯、侯というような極めて対立する身分の人びとが保有していた種々の土地を、このように同一の名前で呼ぶことは、一般の感情にとって何か厄介なものであつたことは自明である。」「しかし、曖昧さは長い間続いた。すなわち一三世紀のフランスでも相変らず領主の役人の封土、職人の封土と言つてはいた。」「その結果、家士の封土を別のものとして取扱うことに格別の配慮した法律家は好んで、完全な自由人に相応しい義務にのみ服するという意味で『自由人の』(franc)という修飾語を付してこの家士の封土を性格付けた。」「すでにフランス語の慣習からこの語を受け入れていたいくつかの他の諸言語は、この封という言葉にあらゆる土地贈与という意味とは別に、賃金という一般的な意味をフランス語よりずっと長くもたせていた。」「一三世紀のイタリアでは、都市の執政官または官吏の貨幣による俸給が*fee*と呼ばれた。」「今日のイングランドでは、医師や弁護士の謝金を相変らず *fee* と呼んでいる。」「しかし、この『封』という言葉が特殊の限定なしに用いられていた時にも、最も多数で同時に社会的に最も重要な封土に適用されたものと理解する傾向はますます強くなつた。そして、それらの封土、すなわち、前からこの語がもつていていた明確に特殊化された意味そのものにおける家士制の諸勤務を負担する保有地であった封土を中心として、本来の意味での『封建的な』法が発達した。ついに一四世紀には《封土(レーン)》とは騎士の給与である」と、『ザクセン・ショピーゲル』の『注解』が述べることになつた。」一五二—三頁。

(なお、「封土によるものと扶持によるものとの家土の給与の二様式は、絶対に両立不可能ではなかつた。」一五三頁。)

(25)

なおジェラール、前掲七八頁「騎士身分」の中の「騎士像の変化」の箇所で、「やがて一三世紀には、よき騎士は社会を支配するにふさわしいと考えられるようになる。騎士身分はしだいに世襲されるようになり、父親が騎士でなければ、騎士に叙されることは不可能になる。一つの世襲的特権階級が誕生したのである。騎士身分が貴族身分に統合されることも、こうして可能になる」と述べている。七九頁。

(26)

グランヴィル、前掲第二章一一節「一二名の騎士を選ぶ四名の騎士を召喚する令状」はその例である。イギリスの「騎士」概念について、マルク・ブロック、『封建社会2』、前掲五〇—二頁「イングランドの例外」。「家士制も騎士制も共に移植されたものであつ

たイングランドでは、事実上の貴族が辿った進化は、まず最初の頃は大陸におけるとほとんど同じであった。しかし、一三世紀にはかなり違った方向にそれてしまった。」

(27) ジエラール、前掲二九九—三〇二頁。

なおマルタン、前掲三八六頁「一九二項 恩給地と封、封の諸権、封の位階制」。「しかしながら、カロリングガ期の恩給地と一三世紀の封との間には、顕著な差異が存在する。」「フランク時代以来、既述のように、家士衆は通常は恩給地を受領したが、しかし、両者の結合は必然的ではない。」「一三世紀には、人は、主君から封を受領したが故にのみ、彼の家士になる。即ち、封の授与が、家士に成ることの法的要因となつたのである。」

③ 教会のベネフィキウム

1. 聖職禄と世俗ベネフィキウム概念

そもそも本項の課題は、聖俗裁判競合の領域を探索する見地から、「財産」関係を眺めることにあつた。したがつて、「聖職禄」問題そのものを取り上げるつもりはない。しかし、聖職禄を現わす概念としてのベネフィキウム概念は、これまで見てきたとおり多義的であり、教会の土地保有形態もベネフィキウムとして恵与されたことに起因する場合があつた。したがつて、この概念の中から聖俗裁判競合の領域を摘出する作業がここで求められてくる。そこではまず、教会関係で用いられるベネフィキウム概念の整理から始めねばならぬといふいわば迂回作業が強いられてくる。

そこで、教会聖職禄をベネフィキウムと称するが、一体それは、これまで瞥見してきた世俗社会におけるベネフィキウム概念と結び付きがあるのかという疑問の解明に着手したい。たしかに同じ名称を用いても、内容は縁も由りもない場合もある。しかし他方、先に指摘した如く、聖職禄概念には土地所有が含まれている。だが聖職禄イコール教会の土地所有ではない。ではいかなる場合に教会の土地所有が聖職禄として捉えられうるのだろうか？ その上で、かかる聖職禄が世俗裁判管轄との競合対象になりうる場合があるとするならば、それはいかなる条件で聖職禄が保有される場合

であろうか？これらの問題を整理せねばならないであろう。いまそれをこれまでの叙述と関連づけると、次の二点として整理されうるようと思われる。すなわち、

第一は、教会がベネフィキウムとして保有する土地所有と、これまで既述してきた世俗社会のベネフィキウム概念の変遷とは内容的に全く無縁のものであったといえるだろうか？という点である。

第二は、もし両者の間に関連性があるとするならば、本項の初めでの「問題の所在」の箇所で言及したところの、「聖職禄は教会裁判所の排他的管轄に属すると掲示したが、実は、この点についても、それが『封建的な問題が生じない限り』という条件が付されねばならなかつた」という点⁽¹⁾と、「喜捨物あるいは奉獻物に関する事件も、教会裁判所の排他的管轄に属していたが、その『財の性質』が争われる場合は別であり、競合関係に立⁽²⁾つといった点が取り上げられうことになろう。

だがその問題考察の前に、教会の財産というものの輪郭をまず描いておく必要があろう。

2. 教会財産、とくに封建制下の教会財産

そもそも教会財産は、基本的には、後世中世においても、「不動産、一切の種類の不動産的権利、十分の一税および奉獻物からなる」といわれている。⁽²⁾

ところでカロリンガ王朝の下で、すでに物を教会に遺贈することは社会的宗教的義務と感ずるようになつていたし、また遺言制度が復活すると、喜捨が可能になり、そして、「中世およびその後においては、寄進が真実増大」していつたことが教会財産の増大・集積に関係していく。⁽³⁾

だが他方教会財産の裁判管轄が、世俗権力の裁判管轄と競合性をとみに帶びてくるのも封建時代であった。その点について、聖職禄の変遷過程自体のフォローが必要になるが、それは次の項に譲り、ここではとりあえず、封建時代の教

会財産と世俗権力による規制状況について一言触れることから始めたい。

西欧において、封建制がいつからその萌芽が芽生えてくるかについては問題があるが⁽⁴⁾、とにかく一二世紀頃は、世俗社会において封建制が普及化されていた時代であり、他方原則として、「教会は、自身の財産を、国家主権のみに服しつつ、何びとも何ら義務を負うことなしに、完全に、即ち、全き所有權（トウト・プロプリエテ）の形態で有」しめる状況になっていた。マルタンによれば、「世の財産の大部分が領主から授けられて保有される時代に在つて、教会的所有權は、昔のローマの所有權の持つていた自由を保ち続けたのである。」「それは、教会的な自由自有地（フラン・カルー）を構成する」ものであり、「もしくは、ノルマンディ法の表現に従えば、それは、自由喜捨地（フラン・シュー・オモーヌ）の形態」で保持される状況であった。しかし、「もし、保有地、即ち封地または貢租地が、それを享有している人によつて、教会に贈与された場合、それは、教会財産中に繰り込まれることによつて、性質的に変化を來し、それがそれまで属していた主君（注、土地保有者）は、それに対する総ての権利を喪失する」ことになりかねなかつた。

尤も、フランス、イギリスならびに神聖ローマ帝国の間では、かかる場合の譲渡に關し、土地所有者の主君の承認の有無に相違があつたが⁽⁵⁾、フランスでは、元来、「保有地について為される譲渡には總て、主君の承認」が必要であつた「教会のためにする譲渡」については、（古来の君主自身のこの特権が）なお「厳格に維持された」。「その理由は甚だ容易に理解される。即ち、教会は、他の人のような所有者ではない。教会は、死亡せず、そしてまた、一旦取得したものを譲渡することは頗る稀である。」「教会のものと成つた財産は、實際上は、流通外に置かれる。従つて、主君には、最早、後述のように彼の持つ代表的な重要収益である、生存者間譲渡によるまたは死亡による移転税（ドロワ・ドゥ・ミュタンション）を、臣下から收受する機会はない。」「それ故に、君主は、古来の自身の特権の基本的利益を、厳格に、保持した。」⁽⁶⁾

しかしこの場合、「教会はその主君と交渉し、その結果、主君は、（譲渡の）同意と引き換えに、教会をして諸種の形態の代償を自身（注、主君）に支払わせる。その形態とは、例えば、賃租地の場合には定額賃租の倍額の支払であり、また、封地の場合には封移転の通常の状態に可能な限り似せる目的での「擬制的な」一名「生身の家来」の設定、または、当該財産の価額の五分の一にまで達することの有りうる一時払金額の払込である。主君のこの承認を、法律家は負担消却と呼ぶ。」「なぜならば、教会は、そのような財産を、『外力死滅の状態で』保持することを認められるからである。」「その財産は、以後、封建的な負担を消却されてしまうのである。」要約すれば、主君の無条件同意は有償同意に代わり、それと同時に、教会は土地を無条件で保有する代償として、別途奉納金の支払義務を担うことになる。土地保有とそれに伴う封建的負担の分離の契機をここに見い出しうるとともに、形式的には教会を封建制の枠組み内に止めおくことになる。⁽⁷⁾

「事実、初めのうちには主君衆は、彼らの家士衆と同様に、教会に対して甚だ気前良く振舞つていたが、特に一三世紀以後は、通常は（主君）自身の諸特権を使用するようになつた。」「そして、負担消却は、封建的所有権を護る護衛手段として、確かに、教会財産の増大に制御を加えたのである。」「この負担消却は、唯に直属主君からばかりではなくて、王国の主君達である王にまで到る各上級主君からも、得なければならない、ということに成つては、益々それは制御を加えられるに到る。」

尤も「フランスでは、一三世紀には未だ、封建的負担消却は、教会財産の伸張を世俗社会の一般的な利益のために制限することを、直接的に目的としていたように思われない。」「このような配慮は、この時代には、低地諸地方の若干の都市に、それも、特殊な諸理由で出現したに過ぎない。それがフランスに現われるのは、明らかにもつと後のことである」といわれている。⁽⁸⁾

われわれは既に「(三)世俗権力の新組織化と抗争」の中で、「(四)世俗権の制定する法令を媒介とする変化」の問題を取り上げたが、就中イギリスの死手法に触れた。それは、教会への土地の譲渡に対する制約を謳うものであり、したがつて、教会の自由自有地（自由喜捨地）になる譲渡を制限するためのものであり、ここでの当面の考察課題にも関わつてくる問題でもあつた。しかし世俗権力にとつては、貨幣経済の抬頭と共に、軍役義務そのものよりも金銭収入の方に魅力を感じるようになつたために、封建的負担消却の仕組が発展してきたのではないだろうか。⁽⁹⁾しかしかかる封建的負担消却が世俗権力によるどれほどの制約として利用されたかは、時と所によつて異なるので、定量的分析までは、本稿では追及しえない。

3. 聖職禄概念の変遷

そこで次に、聖職禄概念の変遷過程に触れて置きたい。すなわち、教会が財産として、喜捨された土地を保有することと、教会が聖職禄を教会の年金等「〔聖職禄形態の一つ〕として保持することは別の社会的機能をもつからである。この作業をしておかないと、同じベネフィキウム概念で両者が表現される場合が多々あるため、当面の課題である両者の区別によつて、世俗裁判との係わりが異なつてくるか否かを検討する作業に混乱が生じてくるからである。

α 「聖職禄制の誕生」。マルタンによれば、そもそもローマ後期帝国下では、教会財産につき、地域的慣習によつて、教会基本財産からの収益分配には多少の相違が生じたかも知れぬが、原則として、教会財産の所有者として司教が当たつており、教会財産自体が司教区的構成（オルガニザション・ディオセゼー）をもち、その管理は、司教の一元的な権限によつて行われていたといわれている。⁽¹¹⁾

しかしながら、マルタンは、この制度は徐々に変化し、そしてフランク時代には急速にそれとは異なる一つの法的組織に置換えられるに至つたという。即ち、司教区の教会財産は、広義では、依然教会財産であり続け、その総ての構成分

子に亘り、そのようなものとして保護を受けたが、しかし、それは次第に別々の財産に分岐し、その一つ一つは、或る一つの教会的聖務に、または、或る一つの定まった宗教的ないし愛徳的役務に割当てられるに到つたという。そしてかかる制度は、確定的には、封建時代に形成されることになり、それに、「聖職祿制」という名称が付せられるに到つたといふ。⁽¹²⁾

だが聖職祿の起源を辿るとするならば、教皇を中心とした、教会位階制との関連において、この聖職祿が特殊な意味をもつた場合のあることを留意せねばならぬという。そしてその点とは、地方聖堂の主任司祭が、前述の司教の一元的教会財産管理から財政的に独立して行つた点に、重要な意義があつたと指摘している。⁽¹³⁾ そしてこの地方聖堂の主任司祭の財政的独立が、まさに、シュトゥッツの強調する私有教会の制度に絡んで展開してきたものといえる。

そしてここに、「聖職祿」概念は、個々の財産管理に結び付き、ついには、基本財産と離れた職務あるいは役務との関係において捉えられてくる契機があつたと指摘されてくる。すなわち、そこでは、先にベネフィキウム概念の多義性に言及したときの、キリスト教大事典の③、あるいは、ミラーの⑤の用法に通じるものであつたといえよう。それは土地所有の裏付けなき給与「年金」形態を生み出す契機になつたものといえる。

β 「聖職祿制の開花」時期、グレゴワール七世の改革以後⁽¹⁶⁾。そこでこの私有教会を中心とした体制に対して、一一世紀の教会改革がどのように当面の問題に絡んでくるかを警見しておかねばならなくなる。われわれはすでに、「中世後期における教会の現世の『裁治権』の確立」を取り上げた際に、まず「教皇庁の階層的秩序の確立過程」に言及し、ことに「キリスト者の現世感と教会—新旧のカトリック教会法」の中で、この「私有教会」の問題に触れた「拙稿、前掲三巻二号二九頁以下」。しかし「聖職祿」問題との関連は取り上げなかつたので、ここで警見しておくことにしたい。

γ 「封建制とベネフィキウム」。マルタンは、「封建制は、聖職祿制の完成を助長した」という。なぜならば、「一定の

奉仕をするという負担付きで俗人に財産を譲渡することは、教会聖職禄と、構造上、類似しているからである」と説明する。そして「幾つかの教会聖職禄の事実上の持主である俗人の実に多くが、それらを、封として聖職衆に譲与したこと、そして、聖職禄の世襲が、封の世襲に倣つて、危うく導入されるところであったということは、頗る真実である」という。そしてここに封形式の聖職禄制が出来上つてくる。

尤も他方、先にも述べた如く、「遂には、教会の一般的な財産は、譲渡不能の多くの財産に寸断され、その各々は、各一つの職務に結び着けられて、その職務の保持者に、彼がその職務を行つてゐる限りは、託されること」になり、封建時代にかかる「聖職禄制」が確定化するに至つた。そして「これらの聖職禄の中で、最も重要なものは、高位聖職禄、即ち、大司教職禄、司教禄、修道院長禄であり、「この他のもの、即ち、司教座聖堂および社団聖堂の聖堂参事会員禄または提供聖職禄、小修道院長職禄、聖堂区主任司祭職禄、小聖堂附司祭職禄は、下級聖職禄」として位置づけられ、多岐に亘つた聖職禄が存在してくることになったといふ。⁽¹⁷⁾

ここに、給与的内容をもつ聖職禄観念の拡大が、恵与された土地の保有「恩給地」のみならず、土地保有からの果実の取得権と、年金的形態をとるベネフィキウム「聖職禄」等の内容をもつ概念の多義性をもたらしてきたといえよう。δ「ベネフィキウムと教会財産の集積」。やがて「一二世紀には、一方、伝統によつて甚だ強固に築き上げられた、家の諸権利「注、世俗的権利」と、他方、充分に広汎な处分権を獲得する個人の諸権利「注、教会への恵与のための処分を含む」との間の調整が生まれて来る」ようになる。そしてそこで「遂には、教会は満足を勝ち得、教会財産は、それが果たすべき（恵与者に対する）責務を負う諸事業が発展するにつれて増大しうる」契機をつかむことになった。この時期の教会の豊富な財産は、この時代の大聖堂建築に代表されるといつても過言ではないように、私には思われる。⁽¹⁸⁾

4. 土地保有をめぐる聖俗裁判競合関係

最後に、教会裁判所は、封に係わる裁判管轄は原則として保持していかつたが、その占有にかかる問題については、一概に世俗裁判所の管轄に属するとはいきれぬ状況に一二・三世紀にはなってきたことを指摘したい。すなわち、この時期には、土地保有管轄は、封にかんしては、なお原則として世俗裁判所の管轄に属していたが、その訴訟運営の進歩性によつて教会裁判所へその調停を求める事例も摘示されている。⁽¹⁹⁾ なるほど「教会裁判所は世俗裁判所にたいして確かに拘束力はもつてはいなかつたが、しかし証明力はもつていた」という。⁽²⁰⁾ ミッタイス＝リーベリッヒの指摘によれば、「両裁判所の管轄権の限界は不斷に動いて」⁽²¹⁾ おり、「教会裁判所の管轄権が最高度に発達したのは、皇帝フリードリッヒ二世の時代であ」⁽²²⁾ って、「一二三五年のマインツのラント平和令（第二条）は、無条件に教会裁判権を支持し、聖職者に対しても無制約の裁判籍特権 *privilegium fori* を認めているのである。」尤も、「すでに一二世紀末には（これに対する）逆方向の発展が認められる。聖職者の占有訴訟が再び世俗裁判所によつて要求されるに至つてはいるのである」といわれていることも付言しておかねばならない。「イギリスのこの問題に関する裁判競合に関しては、部分的ではあるが、拙稿、前掲五卷二号二三九頁、二四四頁参照】。

そこで以下、土地保有問題が裁判競合性をはらみうる若干の具体例に触れてみたいと思う。

- (1) マルタン、前掲「二三九項 事物管轄」二九一頁。
- (2) マルタン、前掲「一三四項 教会財産の増加と封建的負担消却」二八〇頁。
- (3) マルタン、前掲二八〇一一頁。なお「第二章 古代世界と新世界との媒介者としてのカトリック教会」「第四節 教会財産」四九頁以下参照。
- (4) 封建制の萌芽をどの時期において捉えるかについて、何をもつて封建制の本質とするかという問題が絡み、いわゆる封建論争に巻き込まれかねない。ここでは、その点には深入りをすることはしない。増田、前掲「西欧市民意識の形成」三七一八頁。拙稿、前掲六卷一号四四(1)(i)注(9)参照。なおまたオットー・ブルンナー、前掲一九〇頁以下参照。

(5) ミッタイス＝リーベリッヒ、前掲二六六頁以下「第一七章 レーエン制」。

(6) マルタン、前掲「三四項」二八一一一頁。

なお、イギリス、フランス、ドイツの一二世紀の教会状況が如何に相違するかという点については、M・D・ノウルズ他著、『中世キリスト教の成立』(キリスト教史3)、上智大学中世思想研究所編訳、講談社、三七七頁以下「第一五章 一二世紀の教会」参照。

(7) マルタン、前掲「三五項 教会財産に対する俗人の蚕食」二八三頁。「封建的負担（アモルチスマント・フェュダル）は、封建的保有地の被譲与人はその譲与人を害してそれを処分しない、という保有物の概念から論理的に帰結されたものである。」

(8) マルタン、前掲「三四項」二八二頁。

(9) ミッタイス＝リーベリッヒ、前掲二九三頁。ドイツについては、「一世紀の始めころ、帝国領の現物貢租は一般に固定化されようと思われる。その百年のちには、純粹な貨幣貢租に移行した。これによつて、国王のグルントベルハフトは純粹な地代経営になつたわけである。」

その場合、「オットー諸帝とサーリエル朝の帝国教会体制は多くの帝国領を教会の手中にもたらしたわけであるが、この体制は、ハインリッヒ二世以来、反対の面を示してきた。」「すなわち、今や国王は、その宮廷の給養を、ますます帝国の高位聖職者に転嫁することになったのである。国王の巡航経路は国王ホーフから司教座所在地に移され、司教たちは、国王とその随員を滞在期間中教会の費用で給養し、また、その地に国王の王宮が存在していないときは、宿泊所をも提供しなければならなかつた。」「これと並んで、帝国修道院も、現物や貨幣の形で納付される servitium regis の形で、以前にもまして宮廷の給養のために利用されるに至つた。」「しかし、」の servitium regis は、貨幣経済の成長に伴つて、一二世紀にはますます貨幣貢租 (Königssteuer) に転化していく。」

(10) 聖職禄への発展と起源について、それがすぐれてゲルマン的風土の下に発生した私有教会の問題に関わりがあるというのがシュトゥッツであるが、「前掲、三五頁」、その主張が前にも触れた如く普遍的承認を得ているわけではない。ノウルズ、前掲九二頁以下。そこでその要点の紹介をここでしておきたい。

第一に、フランク王国時代に私有教会が支配してきたことにについて、フランスの学者とドイツの学者の間の見解の相違を摘示しうる。すなわち、「私有教会堂と私的任命による司祭については、地上にあるものは土地領主の財産であるとするドイツの法原則（地のものは土地に帰属す=superficies solo dedit）が適用されたのであるが、教会法の原則では、教会の土地は祭壇に付属していた（土地は祭壇に従う=Fundus sequitur altare）。おそらくの二つの法概念と社会的な圧力はいずれも所によりさまざまな影響を及ぼしたに相違ない。」やの「あらゆる」と「ノウルズ、国王の支配下にあって所領をもつ司教を擁する〈領封教会〉=ランデスキルへ」というドイツの概念と普遍教会の内なる都市の司教とローマの概念もやはりそうであった」という。九五頁。

第二に、しかし、私有教会制についての見解が「いすれにせよ、今や深い底流が抗し難い動きを示しつつあって、権威の移行が広く一般に見られるようになつた」という。同前。概括的にいえば、「中央による統制、共同体あるいは教会と国家の中央集権的管理職による所有権と管理権は、すべて、私的、個人的、地方的なつながりに席をゆずつた」という。かかる表現が適切だとは思わぬが、比喩的にいえば、下剋上的方式になり、戦国時代的になつていつたともいえる。尤も「七・八世紀の世俗化傾向がこの推移をどの程度まで早め、また達成したかは不明である」と著者がいつていることも留意すべきであろう。九六頁。

しかし第三に、「確かな事実として、個人の私有財産である教会、『領主』の『家臣』である司祭という概念が、六〇〇年ころにはある地方で、その一世紀余り後にはほとんどいたる所で見られるようになつていて。」「こうして、その後四〇〇年にわたつて西ヨーロッパのほとんど全域の特徴となる〈私有教会〉＝アイゲンキルヘントウム＝Eigenkircheutum の制度が登場した」という。九六頁。第四に、「事実が法に先行したのは、同時代の類似の制度である〈封建制〉と同様であった」からであるという。同前。

その結果、第五に教会も、また時には修道院や司教座も「不動産」の一つとみなされ、売買、遺贈、交換しうるし、相続人や遺贈を受けた者の間で分割することができるようになつたという。さらにその収入源を分配して個人に割り当てるることもできるようになつた。十分の一税を親族や修道院に与えることができた。そして「しばしば所有者の農奴である司祭は封建家士、その職は贈物ないしは〈恩賞〉＝ベネフィキウム＝beneficium と見なされる。」「いくつかのヨーロッパ語で、もっぱら靈的な職務と関連してベネフィス＝benefice（聖職禄）といつては葉が存続したのは、この意味で広く使われた証拠である」という。同前。

そして第六にかかる状況は、単に事実上のものに止まらず、ローマ教皇との間で合法化の交渉がくりかえされ、教皇も条件つきで承認してくれる。九七頁。その結果、「教会の処理方法の経済的・物質的な性格は、やがてますますはつきり認められるようになつた。教会の贈与は契約の形をとり、しばしば現金の支払いを伴つた。一度手に入れてしまふと、所有者は贈り物、遺産とともに年費を受け取る。教会の所有者の財産で、所有者はそれを移転することさえあり、十分の一税の大半も自分のものとする。司祭は、わずかな土地、十分の一税と献金の一部を託されるが、その代償に税を認め賦役をおこなわなければならない。教会は事実上有用な資産、物的財産の一つとなり、他の物的財産と全く同じに取り扱うことができた。」九八頁。また同時に「教会と、司祭を含む一切のその付属物は、所属する地域あるいは〈名譽封〉＝ホノールの封建制の網に取りかこまれた。教会自体が聖職禄、それも極上の聖職禄〈教会領〉＝ホノール・エクレジアステイクス＝honor eclesiasticus になった。司祭は、忠誠の誓をたてて、領主に奉仕をする。」その中にはミサから、公証人の仕事、土地の管理まであったという。「司祭が再下封を行うこともできたが、一方、さらに上位にいる司教は自分の私有教会の上級領主となり、世俗の諸侯と同じように配下の教会を掌握した。」九八一九頁。

これを要するに、「このように教会、修道院のみならず司教区までが、程度と様相はさまざまながら、ともかく下は市民、小作農、グループから上は諸侯、国王に至るまでの、あらゆる階層の個人の『財産』になつてしまつた過程は、これまで、教会は各種の収益

の源泉であるというように、物質的な側面から考えられてきた。普通それはもう一つの別の局面、すなわち、任命、叙任の権力を持つ皇帝、国王など最高の所有者から眺められるものである。いずれも同じ一つの状況、「俗人の手ににぎられた教会」をとらえてい る。これこそ「一世紀の改革運動の根本的な原因であった」という。九九頁。

尤もこの所説も、私有教会の発展変遷過程そのものについては、ショットウッジと大同小異であるといえよう。

(11) マルタン、前掲〔三八項 負担付贈与および創立、一元的管理〕五一頁。

(12) マルタン、前掲〔三九項 聖職禄への発展〕五二頁。

(13) マルタン、同前。「」の聖職禄制は、地方聖堂区で始まつたように思われる。即ち、地方聖堂区は早くから、不動産たる寄付基本財産を、司教からであれ、また、もつと屢々は、自身の『館（ウイールラ）』内に「聖堂を持ちたいと願う大土地所有者からであれ、受領する。」「この『基本財産（データーティオー）は解消不能である。』寄付基本財産は、聖堂区信者が自身の聖堂の保護者たる聖人に恵与を為したい気に成ることにより増大して行きうる。」「これに更に十分の一税や奉獻物が付け加わる。」「聖堂区の聖堂区主任司祭は、彼の聖堂に属する不動産を、譲渡はしえないが管理を行う。」「彼はその収益を收受する。」「十分の一税や奉獻物というような収入についても同様である。」「彼は、このように自身の装備が整つてしまふと、司教から給与を受けることはなく成る。」

なおこの点について、ショットウッジはグルントヘルの「小教区『強制』権」の問題を挿入してその展開を説明している。ショットウッジ、前掲三四—五頁参照。

「（グルントヘルたちは）彼らの私有教会に確実な収入の道を講じる」とのみならず、それを保護することも欲した。」「そして、それが小教区『強制』権の形成へと導く」とになった。「そもそも小教区制の実施は、全く教会的及び公法的な観点からも促されていたのである。」「ところが今や、私有教会制の支配の下で財政的及び私法的な観点が前景に立つ」となった。

やむと S. Kuttner, op. cit., pp. 360~1. [VI Some Consideration on the Role of Secular Law and Institutions in the History of Canon Law.] 本論文は、四一六世紀を中心に、教会法形成における世俗法の影響を探査するものであるが、彼は、教会法当初における聖俗の協調関係と世俗法をカノン法形成に役立てて行く点を強調する。レーデクットナーは、ローマ法をカノン法への影響を探索する。そしてその点に関し、ショットウッジの業績を評価している。すなわち、「その他の唯だ一つの世俗制度への同化の大いなプロセスは、古典的カノン法が進化する素材に継続的な影響を与える上で、教会と後期ローマ帝国との間の連合のインパクトに匹敵するものとして、教会史上引用されうる。」「それは、一点ならず、古代のカノン法概念からの基本的な分離をマークする顕著な要素として、初期中世教会の構造における『ゲルマン的』土台があることを決定づけた」とは、なおショットウッジのメリットとして

残っている。」「このメリットは、そのレッテルを人がどう考えうるにせよ、主として、フランク制度の影響を通じて教会組織と法が受け取る特徴に対する適当な言葉として、なお持続している」と。

(14) ノウルズ、前掲九七一八頁。「八二六年。教皇エウゲニウス一世=Eugenius II (824~827) は、私有教会制度を全面的に承認した。修道院あるいは礼拝堂は、一たび正当な手続きによって建設されれば、もはや創立者の手から取り上げることはできず、創立者は、司教の受諾を条件として、自分の好きな者を保有権の保証なしで司祭に自由に任命することができた。」「領主は教会を与える、司教は靈魂の救済を与えるという主張をもつてしても、ほとんど教会法規を救うには至らなかつた。」「教会が徐々にあらゆる階層で封建制に吸収され、司教が世俗的な君主に対して力を一方的に失うにつれ、改革者たるとする者も何らの成果をあげることができなくなつた。」「(創立者あるいは領主の)教会の所有と(その)不動産の所有との間に、もはや相違はなかつたのである。」

その結果「教会は事実上有用な資産、物的財産の一つとなり、他の物的財産と全く同じに取り扱うことができた。縦にも横にも切り刻むことができた。」

「かくして、小教区は、社会的にも教会組織の面でもその本質を喪失し、教会は、一般に、司教の教会、修道院あるいは参事会の教会、世俗諸侯の教会の三つに分かれることになった。」

(15) シュトゥッツ、前掲三六頁以下。

「教会貸与運動の出発点となっていたのは、私有教会であった。」「私有教会制は、司教区内に小さな教会の特別財産——それは一つの聖堂と教会職を中心としていた——を作り出すことによって、教会の貸与運動を広めたのである。」

「彼は教会についての勤務をみずから司らない限り、聖職者を任命しなければならなかつた。そしてそれは様々な仕方で行われた。」「グルントヘルは彼の下僕の一人に司祭の叙階を受けさせて、その者に教会及び教会財産を特有財産として交付することができた。」「しかしながらこのような聖職者の配置の仕方は、教会によって刑罰を以て禁じられており、すでに指摘したことく、それは時が経てば経つほどますます不可能なものとなつた。」「あるいはまた、聖職者の任命はいつでも解消可能な雇傭契約によつて行われることもあつた。」「これに対しても教会は躍起となつて反対した。なぜならば、これらの不安定な地位におかれている聖職者は大抵食べるだけの賃金で彼らの勤務をはたさなければならなかつた。聖書の用語で雇用(mercennarii, conducticii)と呼ばれた者であるが、彼らはグルントヘルたちにあまりにも従属しきぎいて頼りにならなかつたからである。」

「最もしばしば行われ、しかも教会の見地から最も望ましかつたのは、貸与(Leihe)の形式によるしつかりとした任命の仕方であつた。」「しかしながら自由な教会貸与が現われた時、すなわち第八世紀に恩給(Benefizium)方式が最も愛好されかつ最も広く普及していたので、またこの貸与方式は同時にフランク帝国法上のものであったので、それは教会にも好んで適用されることになつた。」

た。」(傍点筆者)。「しかも、このような仕方で教会法の中にとりいれられた恩給は、全くフランク的恩給であつて封(Feudum, Lehen)ではなかつた。」三一六—七頁。(拙注、かかる意味では、これまで *beneficium* 概念についてしばしば「恩給地」なる語を付すとしてきた点について、「ベネフィキウム」概念の使用区分にしたがつて訳を再考する必要が存在するかもしけぬが、その点は、本稿では立ち入らぬことにする。)

「しかしこの(貸与)契約上の権利は、それに相応する契約上の義務に伴つていた。それは教会を正常に維持しかつ經營する義務、並びに諸々の貢租及び勤務を給付する義務である。そこでは教会の職務をおろそかにされることは明らかである。」三八頁。

「教会の職務は私的な貸与関係上の勤務となり、あるいはむしろ單なる經營義務の一つと見做されることになつた。」「聖職者が教会を管理するのは、もはや教会の委任によつてではなく、貸与契約によつて、約定に従つて教会の經營を保つ義務を受けたことによるものとされた。換言すれば、聖職者が教会でミサを捧げたのは、借地人が彼の耕地を耕し、あるいは彼のぶどうの蔓を剪定するのと同一の法的根拠によるものとされたのである。こうした観念は、教会貸与に関するイタリアの文書の中に非常に明瞭に現われている。これらの文書においては、教会での勤務を果たすことが教会に属する家畜の飼育や、教会の所領の耕作と同一に取り扱われているのみならず、教会の性質に従つていちいち区別がもうけられてさえいる。例えば、都市の教会では、郊外の教会とか田舎の教会よりも聖歌や祈禱がより多く捧げられなくてはならないし、教会にもその教会の經營の仕方があって聖職者はその仕事を厳守することを約したのである。」三八—九頁。

しかし「教会の恩給制ないし教会聖職禄制度は、時が経つにつれて別の深刻な変化を被つた。すなわち、貸与「の目的物」は教会及び教会財産であつたが、後者の一部、すなわちいわゆる恩給財産に限られることになつたのである。恩給財産の所有権は法人としての教会に移り、それとともに貸与権(Verleihungsrecht)は、グルントヘルの手から司教または司教の下僕の一人—その中でまずあげられるべきは、司教座聖堂首席助祭である—の手に帰することになつた。」三九—四〇頁。

「最後に聖職禄(Beneficium)と並んで聖務(officium)が再び重んじられるようになつた。その結果、聖職禄は、今日では中世のそれとは異なるものとなつてゐる。すなわち、今日それは教会聖職保有者の収入であつて、教会職に永続的に結びつき、教会財産から流れ出した、基礎のしつかりしているものであり、したがつてその内面的本質においてフランク的恩給とは根本的に異なるものになつてゐる。これに対してその外面的形態は、大体においてもとのままであり、その名称も昔ながらのものである。教会方への受容がまさに聖職禄を救い、それを妹なる封と同じ運命に陥る危険から護つたのである。」四〇頁。

(16) マルタン、前掲「一三一項」二七六頁以下。拙稿、前掲三卷二号三二頁以下。

(17) マルタン、前掲「一三一項」二七六—七頁。

(18) マルタン、前掲「一三四項」二八一頁。馬杉宗夫、『大聖堂のコスモロジー』、講談社現代新書、一九九二年、八九頁以下。

(22) (21) (20) (19)

ミツタイス||リーベリッヒ、前掲三六七頁。

ミツタイス||リーベリッヒ、同前。

ミツタイス||リーベリッヒ、前掲三六八頁注。